

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

平成27年6月4日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君		

欠席議員

16番 藤井裕一君

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 田谷文子 議員
- (2) 中根光男 議員

(3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 田谷文子 議員

(2) 中根光男 議員

(3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	田谷文子	1. 空き家対策について
		2. 千代田地区の小学校の統廃合及び小中一貫校についての方針スケジュールについて
(2)	中根光男	1. 地域の福祉団体育成について
		2. 子育て支援について
		3. 教育の充実と向上について
		4. 悪質詐欺被害防止事業について
		5. マイナンバー制度について
(3)	佐藤文雄	1. 広域ごみ処理場建設問題について
		2. 総合的な子育て支援について
		3. 介護保険制度について
		4. 国民健康保険について
		5. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)

開 議 午前10時00分

○副議長（加固豊治君）

ただいまの議員数は、14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、本日は議長から欠席届が出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、5月14日の議会運営委員会において決定したとおり、一部事務組合に関係する質問はできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないよう注意して質問することを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお

願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○副議長（加固豊治君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

昨日は、横瀬副市長さんが執行部に加わりまして、一段と力強さが増してきたように思われます。必ずや明るい、そして前途洋々の坪井市政が実現するものと確信いたしますし、また、ご期待しております。横瀬副市長さん、ご就任まことにおめでとうございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成27年第2回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

我が国は、少子高齢化が進み、既に人口減少時代に入っております。このまま政策的な努力をしなければ、2060年時点で1億人を大きく割り込み8000万人台に突入するというのが従前の予測でありますし、これに対して政府は現在1.4を割り込んでいる合計特殊出生率を2.07に回復させることなどを通じて、1億人を維持することを目標に打ち出しておるわけです。それには、私たち女性が安心して子どもを産み、育てやすい環境を整備しなければなりません。大きな大きな力を尽くして、そして、力強い国政を運営してほしいと切に希望するものでございます。

また、それとは裏腹に住宅の供給過多と人口減少とを背景に、全国的に増加傾向が続いている問題が空き家対策でございます。最近特に一面トップに、また、大きな見出しをつけて市場をにぎわしていることは、皆様ご存じのとおりでございます。崩壊のおそれや衛生上の問題がある空き家について、市町村が所有者に撤去や修繕を勧告、命令できる空き家対策特措法が5月26日施行されました。命令違反には50万円以下の過料を科し、強制撤去も可能としたものです。勧告を受けた物件は固定資産税の優遇を受けられず、税額が最大6倍となるものです。自治体の権限が法的に位置づけられ、対策が本格化するものと思われませんが、急激な人口減少の中、今後も大幅な増加が見込まれる中、本市としては抜本解決に向けた対応はどのように取り組みをなされるのか、お考えをお伺いいたします。

まず、1点目として、空き家対策について。

空き家等の適正管理に関する条例及び空き家情報登録制度実施要綱制定後の成果と課題について

て、既に空き家となっている住宅対策についてお伺いいたします。

空き家の問題については、ことし2月の総務省統計局より平成25年の住宅土地統計調査報告により、空き家率とその空き家件数増加の統計調査が公表され、全国の空き家率13.5%、それは約七、八件に1件となっております。820万戸で、5年前に比べ63万戸、8.3%ふえて、過去最高となったとの報道がありました。

また、新聞等によりますと、人口減少だけではない日本の空き家がふえ続けている理由があるとの問題提起がされております。この主な理由の概要としては、1968年から住宅数が世帯数を上回るようになり、その後も住宅数の伸びは世帯数を上回って伸び、空き家の割合もふえてきたこと、都市部、特に首都圏への人口流出、核家族化に加えて、ひとり暮らしの若者や高齢者世帯がふえたことも大きな要因と考えられること。さらには、2019年をピークに世帯数も減少することから、ますます空き家が多くなるとの懸念が示されています。ある大手民間の研究所、富士通総研の話では、このままのペースでいくと15年後には4件に1件が空き家になってしまうとの試算があります。

こうした状況から、全国的に空き家等の適正管理に関する条例や空き家情報登録制度実施要綱などの制定による対策が進められております。平成26年10月現在で401自治体が、この対策を進めておられるようです。本市としても、平成25年12月、既に空き家となっている住宅について空き家の適正管理に関する条例及び空き家情報登録制度実施要綱の制定により、対策をとってきたところですが、一昨年制定した条例、要綱によるこれまでの実績、成果及び課題についてお伺いいたします。

また、過去10年間の本市の空き家状況の推移及び課題に対する対策の考え方があればお伺いいたします。

空き家の大きな要因の1つとして、若者が進学や就職などで都会に出てしまい、親から引き継がれる使用されていない家がふえているとの事例が多くなっているとの分析もされておりますが、今後の対応として、地域の活性化を初め、少子化対策、子育て支援の観点からも人口流出を食い止める施策は必要ではないかと私は考えておるところでございます。例えば2世帯、3世帯に対する支援体制、例えば住宅の固定資産税の軽減や住民税の軽減などを充実させることにより、空き家住宅の増加に歯どめをかける一助となるのではないかと考えております。これは最近になって国の施策としても3世帯同居、近居を希望する者に対する環境整備を図る優遇政策も打ち出されていることから、裏づけられるものと考えますが、本市としての今後の施策の1つとして取り上げる考えがあるかどうかお伺いいたします。

2点目として、空き家情報登録制度実施要綱制定後の空き家の有効活用を通じて、良好な住環境の確保及び定住促進による地域活性化を図るための制定後の成果及び今後の課題についてお伺いいたします。過去10年間の空き家率の推移もあわせてお伺いいたします。

3点目として、新たな空き家をつくらないための本市の方針と具体的対策についてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、空き家となる主な理由は人口減少だけではなく、首都圏大都市への人口流出、核家族化、ひとり暮らしの若者や高齢者世帯の増加等が大きく影響していると言われております。これらの空き家となる主な要因については、本市としての実情はどうか、要

因を把握し、解決の手だてを十分に検討することが必要ではないでしょうか。また、考えられる対策を計画的に実施することが求められているのではないかと考えます。本市の今後の方針と具体的な対策の考え方についてお伺いいたします。

次に、千代田地区小学校統合及び小中一貫校についての今後の方針スケジュールについて。

4 小学校統合のこれまでの経緯と課題並びに今後の方針及びスケジュールについてもお伺いいたします。

霞ヶ浦地区が来年度統合による新たな開校を迎えることとなる一方、千代田地区4小学校、志筑小、新治小、七会小、上佐谷小については、昨年より統合の協議が棚上げとなっていることについては、地域の皆さんの大きな懸案、不安となっております。昨年2月5日の学校統合だよりによりますと、千代田中地区の小学校については現行の志筑小学校への増築する案と千代田中学校へ小学校を併設する案について、各地区で検討した結果を持ち寄って継続して協議することとなりましたとの回覧がありましたが、それ以降、市民に説明されないまま、協議が中断され、棚上げとなって1年以上が経過しております。このことについては、一般市民への説明が何もされていなかったこと。市民の皆さんから、いつになったら協議が進められ、結論が出るのか、また、どこへの統合となるのかなど、不安な声を聞く機会が多くなってきております。

また、地域の皆さんの不安な声を耳にする中、今回の協議が進まない原因の大きな理由として、志筑小学校の建てかえ、移転整備の選択の問題が持ち上がった当時、志筑小地区の地域の皆さんの意見は、将来の少子化を見込んで建てかえで足りるのではないかと多くの意見が多く出されたと聞いております。こうした地域の意見に謙虚に耳を傾けることなく、行政サイドで移転整備の事業を一方的に進めてきたことが、この小学校統合の問題につながっているように思われてなりません。

いずれにいたしましても、こうした市民の皆さんのさまざまな不安を払拭するために、今回の一般質問をすることに私は決めたのであります。

さて、これまでの志筑小学校移転整備にかかわる建物の設計委託発注、平成19年6月になされましたが、茨城県からは小中学校適正規模指針が平成20年4月に示されており、この時点で小学校の統合をにらんだ対策が必要ではなかったのでしょうか。現に平成19年11月9日、平成20年3月6日、平成20年3月27日、平成20年12月1日と4回の志筑小学校の移転整備の実施設計業務に変更があったわけです。4回もあったことは、まことに私も不思議でなりません。

また、志筑小学校移転整備にかかわる総額は、総工費約17億円という大変大きな経費を投入した大事業でありました。この建物の設計委託発注の時点で、市は市民に対し、十分な説明とパブリックコメントを含めた地域の皆さんの意見に対し、謙虚に耳を傾けることが必要ではなかったのでしょうか。また、この大事業の建てかえが移転整備の選択の判断及び茨城県からの小中学校適正規模指針が示された時期に統合の問題に対し、当時の議員の皆様からも素朴な意見があったと伺っております。

これらの疑問を念頭に置いて、志筑小学校の建てかえ、移転整備計画の選択、4小学校統合の計画時期、当時からの経緯と現在ネックとなっている課題は何かを明示していただき、この課題を解決するため、市民に開かれた積極的な討議検討を前提に、今後の進め方の方針スケジュールについて市民の誰にもわかるように、理解できるようにわかりやすく答弁願いたいものでござい

ます。

次に、小中一貫校教育に対する本市の考え及び千代田中地区4小学校統合計画との連動性並びに今後の方針スケジュールについてお伺いいたします。

小中一貫校教育については、文部科学省の義務教育制度の改革の方向としても取り上げられていることを初め、新聞等でもその成果が上がっているとの報道が示されております。また、新聞報道によりますと、小中一貫校の制度化、6・3制を5・4制など、柔軟運用も可能にする制度改革が近い将来行われるとの報道もあり、国の文部科学省の義務教育制度の方向を初め、近隣自治体の実施状況においても、小中一貫校の教育事業を積極的に推進し、小学校統合を契機に計画的に実施しようとしている自治体、近隣ですと、土浦市や小中一貫校教育への移行を全市的に計画、実施しようとしている自治体、つくば市などもあるなど、市民意識の醸成も含め、小中一貫校教育推進への環境整備が整いつつあり、義務教育の潮流は小中一貫校教育の方向へと大きく転換しつつあります。

そこでお伺いいたしますが、本市としてはこうした状況を踏まえ、今後どのような方針で臨もうとしているのか。また、4校統合計画との連動性、統合とあわせて実施による経費削減の観点からは考えているのか、これらのスケジュールについてもあわせてお伺いいたします。

次に、3点目として市民に対する説明責任についてお伺いいたします。

4校統合の課題については、先ほども触れましたように志筑小学校の建てかえではなく、移転整備の選択をしたことに及んだ特殊な要因によるところが大きいこと、市のアンケートの結果では、志筑小学校を除く3小学校区域の大多数の市民の意見は千代田中隣接新校との考えであるとの結果が報告されていますが、志筑小学校のこれまでの経緯や地域の皆さんの思いを考えると、多数決で総合事業を進めることは現時点では困難であり、問題があるとの判断だろうと思います。このことについては、市は志筑小学校の校舎等の老朽化に伴う整備計画について、建てかえではなく移転計画を選択し、さらに建物を設計する時点で総合計画の説明を十分にすべきところ、十分な説明がなく事業を進めた結果、現在の状況が生まれてしまったことに対し、皆さんで共通した認識を持って課題に取り組むためにも、市はこれまでの事業の進め方を改め、各小学校区の地域の皆さんに対し、これまでの単なる説明ではなく、課題を整理した上で市としての考え、方針を示しながら市民の意見に謙虚に耳を傾け、課題を1つずつ解決しながら計画的に進めなければならない時期に来ているのではないかと思います。

こうしたこれまでの事業の進め方をパブリックコメントより充実した進め方に改め、一日も早く課題を解決するためにも、市民に対し、再度十分な説明を要する時期に来ているのではないかと再度思っているところでございます。行政としての説明責任の観点から、今後の方針、計画についてお伺いいたします。

4点目として、千代田中地区4小学校区内の児童数減少と都市計画法による規制との因果関係並びに本市の今後の取り組み方針・対策についてお伺いいたします。

本市の千代田中地区の人口減少、児童数の減少については、市街化区域内の下稲吉中地区に対比し、大きな隔たりが見られます。特に最近10年以内に限って市の資料を提供させていただきましたところによりますと、児童生徒を比べた場合でも、平成18年において市街化区域内の下稲吉中地区の児童生徒数は1,830人、小学校児童数が1,279人、中学校生徒数が551人に対し、市街化

調整区域内の千代田中地区の児童生徒数は643人です。小学校児童数413人、中学校生徒数230人です。9年後の平成27年には、下稲吉中地区の児童生徒数1,750人、小学校児童数1,162人、中学校生徒数588人に対し、千代田中地区の児童生徒数488人、小学校児童数327人、中学校生徒数161人となって、千代田中地区の児童生徒数は下稲吉中地区に比べ大きく減少し、千代田地区全体の児童生徒数に占める割合が26%から21.8%へと激減している状況が見えます。また、人口についても平成19年度、下稲吉地区1万7538人に対し、千代田中地区9,427人、その後7年後には千代田中地区1万8301人に対し8,877人となっており、下稲吉中地区の763人人口増に対し、千代田4地区、千代田中地区の551人減少としております。また、千代田地区全体の人口に占める千代田地区の割合は千代田中地区の割合も35%から32.7%へと大きく減少しております。

こうした状況は都市計画法上の制限、昭和46年3月15日以降によって市街化調整区域に指定された千代田中地区の区域は、いわゆる分家住宅以外は住宅を新たに建築することができなくなってしまったことが大きく影響していることは明らかです。こうした都市計画法上の制限に対し、本市として都市計画法上の制限による因果関係がどれだけ将来のまちづくりの阻害要因として市民が不安を覚えているかということに対し、どのような認識をし、この課題の施策としての取り組み方針と対策についてお伺いいたします。

定住人口をふやすためには、どなたでも住宅を建築できるような対策が急務なのではないかと私は思われてなりません。また、この課題を解決するための今後の方針、方策についての喫緊の課題として取り組む計画があるかお伺いいたします。

以上で1回目の私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、条例制定の成果と課題につきましては総務部長から、次に、同じく2番、いわゆる空き家バンクの成果と今後の課題、同じく3番、新たな空き家をつくらないための本市の方針と具体的対策につきましては市長公室長から、次に、2点目、千代田地区の小学校の統廃合及び小中一貫校につきましてはの方針スケジュールにつきましては教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

1点目1番、空き家の適正管理に関する条例制定後の成果と課題についてお答えをいたします。

市では、近年増加しつつある管理不全な状態の空き家等に対処するため、平成26年7月1日に、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例を制定いたしました。

条例制定後の成果と課題でございますが、平成26年度の成果といたしまして、市民からの相談件数が18件となっております。現地調査や改善要請等をお願いしたところ、所有者により適正な管理が行われた空き家が3件、また1件についてはブロック塀が倒壊するおそれがあったため、市が応急措置として短管パイプによる補強工事を実施をいたしました。

本年度におきましては、固定資産税納税通知書に空き家等の適正管理をお願いするチラシを同封いたしまして、周知をいたしましたところ、3件の相談がありまして、現在、所有者を確知させるために通知を発送したところでございます。

今後の課題といたしましては、いかに所有者を確知し、適正な管理をしていただくか、また、所有者を確知できない場合はどのように市がかかわって周辺の住民に迷惑がかからないように対策をとっていかにあると思っております。

また、確知ができません所有者や相続人が県外等に居住するため管理不全となるケースですとか、固定資産税の住宅用地特例となっていたことから自発的な空き家の撤去を遠ざけているという現状もございます。

議員ご指摘のように、空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に全面施行となりましたので、この法律に沿って市条例を見直すことも視野に、今後とも管理不全な空き家の解消に向けて対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目2番の良好な住環境の確保及び定住促進により地域活性化を図るための制定後の成果と、3番目の新たな空き家をつくらないための対策については、関連性がありますのであわせてご答弁を申し上げます。

ご承知のとおり、本市におきましては定住化促進の一環として空き家バンク制度を推進しております。このたび、全ての登録物件のうち全件が成約をしたという状況でもございます。

また、先ほど総務部長からお答えをしたとおり、空き家を活用した定住化策といたしまして、制度の内容等についてもそれぞれの方法で周知を図り、登録物件数をふやす方策に現在取り組んでいるところでもございます。

さらには、この制度を利用して移住した方を対象に、1件当たり20万円を上限としたリフォームの補助金を今年度から事業化したほか、本市と筑波銀行、JTB関東、観光協会の4者による締結をいたしました地域振興に関する協定の中でも、空き家バンク支援リフォームローンなども商品化をされているところでもございます。今後とも制度利用に際しての利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、空き家率の推移について申し上げますと、過去10年間の空き家率の推移につきましては、単年度ごとのデータはございませんが、5年に1回、住宅・土地統計調査を実施しております。その調査のデータによりますと、直近の平成25年調査におきましては本市の空き家率は14.5%、平成20年は13%、平成15年、これは合併以前になります。旧町を合計いたしますと約9.5%と

なっております。この統計上から見てもわかるように、年々空き家の増加件数はふえているという状況でございます。

市といたしましても、地方創生の先行メニューとして制度化をしたリフォーム補助を初めとする制度を定期的に見直ししながら、1件でも多く空き家バンクの利用を促進するとともに、空き家をふやさない方策にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは2点目1番、4校小学校統廃合における、これまでの経緯と課題並びに今後の方針及びスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

まず、経緯について申し上げます。

先ほどのご質問で20年からの県の指針からの経過のお話でしたが、確認の意味で申し上げますと、平成20年4月に公立小中学校の適正規模、これは指針、これは茨城県の教育委員会から出されたものがございました。こちらを受けまして、平成21年2月、市の学区審議会を開催、さらに8月開催、そして24年1月の学区審議会におきまして、4校を統合することが望ましいとの答申がございました。

その選定理由、ちょっと詳しく申し上げますと、「統合後の学区は南北に長くなることから、おおむねその中心となる場所に新たな小学校を置くことが最も望ましいと考えるが、志筑小学校は平成23年9月に新耐震基準に基づいて開校した校舎であることから、次善の策として、新たな小学校の候補地は現在の志筑小学校とすることが有効である」というものでございました。

この答申を踏まえまして、市では、平成24年8月に小・中学校適正規模化実施計画（案）作成にかかる意見交換会を、保護者を対象に各小学校で開催をいたしました。続いて、同12月に学校統合についての地域説明会を千代田中学校で開催をし、保護者や地域の皆さんのご意見を伺っております。翌平成25年3月には、市内小中学校の統廃合計画であります、小中学校適正規模化実施計画を策定しております。この計画では、「統合校の位置は、平成23年9月に新耐震基準に基づいて開校した校舎であることから、志筑小学校とします」としまして、霞ヶ浦地区の小学校と同じく、平成28年4月の開校を予定するという内容となっております。

平成25年6月には、各小学校区の区長さん、学校協力員、PTAの代表者と学校関係者で構成します統合委員会を組織しまして、統合に関する協議を開始をし、統合小学校の施設基本計画についてご協議をいただきました。この協議の中で、統合校は志筑小学校ではなくて千代田中学校の敷地内に統合校を整備すべきというご意見が多く出され、統合校の位置について意見が集約できないということから、翌平成26年3月開催をしました第5回の統合委員会におきまして、統合委員会を一時休止にすることが決定された次第でございます。

以上のようなことから、千代田地区4校の小学校統合の課題としましては、統合校の位置をどうするかという点にあるものと認識しております。

また、今後の方針につきましては、それぞれの地域の皆さんが納得した中で統合校の位置を定

めることができますよう、なるべく早い時期に保護者や地域の意見調整を進めていきたいと考えております。スケジュールにつきましても、意見調整の状況を踏まえ、検討させていただきたいと考えております。

続きまして、2点目2番、本市の小中一貫校教育に対する考え方及び4小学校統廃合との連動性並びに今後の方針スケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

小中一貫教育につきましては、全国的にも注目をされておりました、近隣においても、議員ご指摘のように、つくば市や土浦市で取り組みが進められております。また、国では、小学校と中学校の義務教育9年間で弾力的に運用できる小中一貫教育を制度化するための学校教育法の一部を改正する法律案が第189国会、ただいまの国会ですが提出をされまして、平成28年4月の施行を目指すと言われております。今後の義務教育に大きく影響を及ぼすものと認識しているところでございます。このような状況を踏まえまして、本市においても、市全体として小中一貫教育をどのように考えるか検討する必要があることから、今後、本市に見合った小中一貫教育のあり方について、法律改正に伴う他の自治体の動向等も注視しながら、対応を検討していきたいと考えております。

なお、4小学校統廃合との連動性でございますが、統合校を千代田中学校に併設する場合は、小中一貫校を望む意見も出されてはおりますが、この小中一貫教育に関しましては、他市の事例からも単一の学校を対象とするものではなくて、やはり市全体での小中連携を図る意図をもって行われることが望ましいというふうに考えているところでもございます。

次に、2点目3番、市民に対する再度十分な説明責任を要する時期と思えるのご質問にお答えをいたします。

今年度において、統合予定校の耐震化工事や空調施設工事を行うことから、この4小学校の統合は実施しないことになったというようなご心配をされている市民の方がいらっしゃるというふうにお聞きをしました。両工事とも現行の学校生活上、必要最小限の整備を行うものでございまして、必要に応じて今後、統合日より等で説明するようになりたいというふうに考えております。

また、今後の方針等につきましては、先ほどの繰り返しで大変恐縮ではございますが、市民の皆さんにご理解をいただけるように整理をした段階で、改めて説明をさせていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

最後に、2点目4番、千代田地区4小学校区域内の児童数減少と都市計画法による規制との因果関係並びに本市の今後の方針・対策について、このうち児童数減少に関してのご質問にお答えをいたします。

先ほど児童数であるとか、あるいは用途区域に区分けをした人口のという数字の説明がございましたが、私からは児童数の推移につきまして申し上げますと、この4小学校区内の児童数の推移につきましては、平成18年には412名ということでございましたが、平成27年度は327名で85名減少しております。今後も減少傾向にありまして、現在の学年進行による推計では、6年後の平成33年度には302名に減少することが予測をされております。

このようなことから、適正規模化を進める必要があるものと考えておりました、引き続き、統合及び小中一貫教育について検討を進めるとともに、当面は小学校同士の連携を図りながら、教育成果を上げる工夫に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願い

いたします。

○副議長（加固豊治君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

田谷議員さんのご質問にお答えをいたします。

2点目4番、千代田地区4小学校区の児童数減少と都市計画法による規制との因果関係並びに本市の今後の方針・対策についてお答えをいたします。

4小学校地域の用途区分は、議員さんご指摘のとおり市街化調整区域となり、都市計画法の定義としては市街化を抑制すべき区域となります。原則とはなりますが、開発行為や都市施設の整備も行われず、一般の住宅でも農林漁業を営む人以外は住宅を建てたり改築することはできません。

児童数減少との因果関係についてでございますけれども、都市計画法に基づく用途区分決定から既に40年が経過をいたしております。積極的に整備開発を行う市街化区域を除く他の用途地域においても、児童数の減少は全国的な傾向であります。

なお、本年10月からの権限移譲により、当該調整区域に新たな住宅での住宅建設の要件の1つとして、区域指定制度を設けることの検討に着手をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

それでは、私からの2回目の質問をさせていただきます。

1点目の適正管理に関する条例制定後の成果と課題についてですけれども、不動産協会との協定を結びましたということですが、当市は要は売却物件とか賃貸物件とか、そういう物件というのはどのぐらい登録されましたか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

空き家バンクのご活用についてのご質問かというふうに認識をしてお答えをさせていただきます。

これまで空き家バンクの登録につきましては、いろいろな周知方法等を考えてまいりました。その1つに、先ほど総務部長からお話のありましたように、一番その所有者、物件を持っている所有者の方々に固定資産税納税通知書の中には、空き家バンクの登録等についての利活用の周知をしているところでもございます。これまで4件の空き家バンクの登録があり、先ほどお答えをしたとおり、4件全部成約をしたという状況でもございます。その取り組み等につきましては、空き家バンクの登録があれば成約ができるものであるというふうに成果として捉えたわけでもご

ざいます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

先ほど来、調査をしました結果、相談が18件ありましたということと、4件の調査をして、そちらが成約されて登録されましたというご意見はいただきましたけれども、その危険な状態になっている物件、住宅については実件数ほどのように把握しているんですか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

危険な空き家の件数でございますけれども、平成25年8月にこの今後の施策の基礎資料とするためということで、具体的にはこの空き家条例の制定に向けての調査でございますが、行政区長にご協力をいただきまして、空き家の件数、状況等の調査を行っております。この調査の結果は216件の空き家が報告をされました。空き家条例施行後に相談があった空き家と合わせますと、現在、市内全域で224件の空き家を把握しております。

空き家の状態として主なものは、居住が可能な空き家が94件、修繕が必要な空き家が48件、倒壊のおそれがある空き家が17件、剥落のある空き家が14件、剥落飛散のある空き家が9件、飛散のある空き家が3件、このような内訳となっております。

状態別で申し上げますと、居住可能な空き家は両地区とも47件、同数であります。倒壊のおそれがある空き家ということで千代田地区1件、霞ヶ浦地区16件ということになってございます。この調査は、あくまでも、その条例設定の基礎資料にするということでお伺いをしたものでございますが、こちらの17件につきましては外観調査ということで担当者が出向きまして調査を行った経過がございます。

今後はその先ほどご指摘のありましたように、法に基づくガイドラインが示されておりますので、そういったものの中で倒壊のおそれ等を確認をしていく、そういう作業を進めたいと考えております。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

きのうの新聞、お読みになった方も多数おられると思うんですけれども、空き家を壊さずに、そして、シェアハウスに改修して、そして、若い人たちを呼び込むような、そういう施策をしているという横須賀市に山合いの民家のことが、谷戸地区という地区らしいんですけれども、この記事が載っていましたがけれども、かすみがうら市当局としては、今、先ほど総務部長さんのほうから件数をご提示されましたけれども、その中に壊さずに再生できるような、そのような住宅があれば不動産協会とか、いろいろ提携を結んで、そして若者、あるいは困窮世帯や、あるいは父子家庭、母子家庭とか、そういう人たちを安い家賃で入れてあげられるような、そういう施策を

する、そのようなことは考えておられますか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

空き家の利活用というような点でのご質問かと思えます。

まず、空き家をいかに登録物件をふやすかという点におきまして、まずご答弁をさせていただきたいと思えます。

これまで行政区長さん、あるいは先ほど申しましたように固定資産税の納税通知書内でのチラシの周知等を行っていくと、区長さんに対しましては、この2月にふるさと回帰センターからの講師をお呼びをして、今、首都圏から地方へ移り住むというような方が大変多くなってございます。そういうことも踏まえまして、空き家物件の登録をしていただければという周知をしているところでもございます。

また、空き家に対する問い合わせ、これは移住をしたいという希望者でございますが、その問い合わせは非常に多くなってございますので、先ほどの成約状況から見ても、いかにその登録物件をふやしていくか、そうすれば成約が可能であるという実感を得たものですから、まず登録物件を1件でも多くふやしていきたいという取り組みをしているところでもございます。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

登録物件をふやしていただいて、そしてリフォームをして、利活用していただけるような、そのような方向性をもって空き家バンクに対して突き進んでいただきたいなって私は思っているところです。

それと、3世代同居家庭とか、うちも6月から3世帯同居になりましたんで、3世帯同居には助成をしてくれるようなひたちなか市みたいな、きのうの新聞に載っていましたがけれども、先ほど来、リフォームですと20万円の助成があるということをお話し聞きましたけれども、この3世代家庭、あるいは親世帯と近くに住んでくれるような、そういう世帯に対して助成は、かすみがうら市としては考えておられますか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

この20万円の補助、あるいは銀行等の低金利の融資という一つの定住化策でもございます。移住策として、移り住んでいただくというようなその取り組み策として、今回は20万円の補助を設定をしたということでもございますので、現在、議員ご指摘のとおり3世代、あるいは2世代の同居の中で外、首都圏、あるいは市外へ流出がしないようなその方策というのは、今後の課題とさせていただきますというふうに思っております。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

前向きに、早急に取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、もう一つ、きのう、大分空き家のことに関して新聞紙上ににぎわしていましたので、参考になればと思ってちょっとお話しさせていただきますと、常陸太田市と県建物宅地業協同協会というんですか、空き家バンク登録物件を媒介にして、それで協定を締結して定住促進に向けてお互いに情報を交換しようということの提携をなされたということで新聞紙上ににぎわしておりましたので、やはり地方都市の活性化に役立つのではないかと思いますので、かすみがうら市のほうも、まだ県では4件目なそうですけれども、いち早く宅建協会と提携をなさって、そして、空き家バンクに登録して、定住するための促進に強化していただけたらと思うんですけれども、私の要望とさせていただきます。

次、2点目として、千代田地区の小学校の統廃合について質問をさせていただきます。

今、ご答弁いただきましたけれども、25年2月に統合委員会がなされてからの経緯は私も存じ上げております。その前のことが私はよくわからなくて、今回、資料を取り寄せたりお聞きしたりして私の質問書をつくったようなわけですけれども、この志筑小学校が統廃合に至るまでの経緯が、どうして4回も設計が変更されたりしたのかなというのが、私はすごく危惧するところがございますので、そちらのほうももう一度私にわかるように、あるいは市民の皆さんにわかるようにご答弁いただきたいなと思いますが、よろしくお願い致します。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

4回の設計変更についてのお尋ねでございます。

お尋ねの設計変更は、19年6月は当初ですね、19年11月、20年3月、20年12月、3月は6日と27日と、都合4回の変更についてのお尋ねかと思えます。

まず、19年6月22日に当初の設計がございましたので、この工期は20年3月10日というような状況でございました。第1回目の19年に、当時建築基準法の改正及び都市計画法の改正によりまして、地質調査並びに雨水排水計算計画ですね、こちらの検討作業が追加で必要になったという事情があったようでございます。まず、こちらの変更と、それから、これを策定に要する期間の延長、さらに、県に申請する期間の延長等を行いまして、都合4回、期間的には最終が21年3月19日でございますので、4回の変更で約1年間期間を、変更の期間を延長した内容でございます。

いずれにしても、法の改正に伴う追加の作業が発生したというふうに理解をしております。以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。約10分間の休憩とします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

[川村議員 入場]

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

4回のおくれたことはよくわかりました。ですけれども、この茨城県から小・中学校適正規模指針が平成20年4月に出されましたね。それ以降も何回か設計業務の変更ということでおけているわけですが、この指針が出された以降は、どういうふうな対応をなされたんですか、教育委員会として。すみません、よろしくお願いします。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

学校の建築等に関することに関しては、特段変更したであるとか、そういったことはございません。その年度、年度の予算に応じて工事を進行させていったという内容でございます。

ただ、周りの状況的なものをちょっと申し上げますと、その適正規模化に関する近年の経過について、改めてちょっとご説明させていただきますと、20年4月に県が指針を出したわけですが、その後、かすみがうら市はどうしたかといいますと、翌年の21年2月、同年度でございますが、21年2月に市の学区審議会を開催してございます。この学区審議会は3回行いますが、まずその1回目の21年2月につきましては、これは基準づくりを行いました。どういうことかと申し上げますと、例えば小学校ですと6学級未満は合併することが望ましいというような、いわゆる基準をご審議いただきました。2回目に、21年8月になるんですけれども、こちらの審議会では検討を要する学校のご審議をいただきました。ですから、個々の学校とは具体的なこの学校というような検討を行って、最後の3回目が24年1月でございますが、こちらが統合の組み合わせのご審議をいただいております。こちらで、先ほども申し上げましたが、千代田地区は旧千代田地区のその4校が統合することが望ましい、霞ヶ浦地区においては7校を2校にとというようなご審議をいただいたということでございます。それが25年3月の適正規模化実施計画の策定、これは議会でも、これはご存じだというふうにおっしゃっていただきましたが、議会でもご審議をいただいた小中学校適正規模化実施計画、我々教育委員会事務局としましては、こちらに基づいて、この適正計画に基づいて志筑小学校へ統合するというようなことで、地域の説明を行ってまいりましたが、地域の中では、そうではなくて千代田中に併設をすることがよろしいのではないかというようなご意見もあったものですから、その中で意見の集約ができなかったと、そのような経過があったということでございます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私、23年1月に市議会議員としておるんですけれども、23年6月に志筑小学校開校前に見学しました。すばらしい学校でした、本当に。このような学校で勉強ができる子どもたちは幸せだなんて思いました。そのときに、昇降口の脇に統廃合をしたときのための、要は私ちょっとよくわからないんですけれども、下地と申しますか、そういうものができていたんですね。それはいつ

ごろ設計が変更なされたのか、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

志筑小学校のその設計のお話でございますが、要するに今のお尋ねは、いわゆる増築ができるような意味で、増築ができるということの設計に変更されたのではないかというようなお尋ねかと思いますが、私も設計はつぶさには見てないんですけれども、聞くところによりますと、当時、幅広に対応ができるようにというようなことで、つけ足しができるというようなことではないんだそうですが、基本的に改築も可能であるようなスタイルで設計をしたというふうには伺っております。ただ、まだ審議は統合の決定には至っておりませんでしたので、いわゆる工事の手戻りがないようにということだったと思うんですが、単体での運営にも支障がないように、あるいは後年、後年度にそこへいわゆるつけ足すというようなことになっても対応ができるようにというような、その設計内容ではあったというふう聞いております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

おかしな話ですね。だって、平成20年4月に茨城県からは統廃合を見越した小・中学校適正規模化指針ができていますよ。そして、それに増築ができるように、私はそのときに見学をしましたときに、統廃合を予定して増築ができるように設計をしましたし、また、そういう地盤とか基礎ができていと伺いました。ですので、その間、志筑小学校に統廃合をするということが内々にあったのかなというふうに、私はそのとき感じたんです。

どうして、そういうことを申しますかといいますと、要は市民にもそのとき、私はまだ21年のころは本当に市民の1人でしたので、統廃合がそこにいくことも知らずじまいでございました。ですので、私の耳からも目からも統廃合をするという、そういうふうな、かすみがうら市で統廃合が志筑小学校に統廃合をするんだよという、そのようなことは私には聞こえてきませんでしたので、それは議会にもきちんと発して、議会の承諾を得て、そしたら市民にきちんと周知するのが本来の姿ではなかったのでしょうか、お答え願ひします。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

経過をもう少し申し述べますと、志筑小学校が開校したのが23年のたしか9月でございました。学区審議会は、その前は21年8月に2回目の答申がありました。これが、いわゆる検討を要する学校と、ですから、その段階では確かに統合を検討する学校に指定といいましょうか、名前が挙がっていたということであろうかと思ひます。さらに、その翌年の1月に、ですから、志筑小が開校した1月には市の学区審議会の答申で組み合わせが決まったわけです。当然、そういった議論は多少あったかと思ひます。ただ、いずれにしても決定をしない限りは、我々としても統

合ということに関しては、いわゆるゴーサインは出せませんので、事務局としても出せませんので、志筑小への統合というものは、その後の25年3月の適正規模化実施計画で決定されたものです。ですから、当然23年9月、志筑小がオープンするときには、志筑小への統合をというような意見もあったと思います。またさらには、違う考え方もあったかも知れません。さらに、これは計画でありまして、これを地域住民の方が受け入れていただけない以上は、いわゆる実施ができないわけでございますので、そういったことを勘案して後々手戻りにならないような設計であったというふうに私は理解しております。ですから、単体でも、仮に志筑小学校へ統合がならなかった場合でも、それは志筑小学校は単体でも運営していける、あるいはその後の議論が変更になりまして、志筑小学校へ統合だということになっても、いわゆるそのカットして、もう一度つけ直すというような手戻りにならないような、そういう幅広に捉えた設計であったというふうに理解をしております。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

お話がおかしいでしょう、だって、今、子どもたちがだんだん少なくなって、人口減少で子どもたちも少なくなっている中、最初から志筑の小学校のためにだけ増築するのに、そちらのそういうふうな用地を確保したんですか、おかしいでしょう。だって、先ほど学区審議会で中心として、要は統合する場合は千代田地区の中心としたところにするのが望ましいと考える、次善の策として志筑小とすることにしました、そういうふうに申し述べているにもかかわらず、増築するためのスペースを既に設けておいたというのはおかしい話じゃないですか。だって、子どもが少なくなる、人口が少なくなる、そういう中で23年6月に私は志筑小学校を見学に行った際に、ここは統廃合のための増築のスペースで基礎ができておりますって、そういうふうにお聞きしました。それは昇降口の南側にあります増築スペースで基礎もきちんとできておりましたし、そのことも踏まえて、おかしいなって私は思っただけで質問をさせていただいているわけです。

ですけれども、平成18年にこの志筑小学校の建築は着工しているわけでしょう。そして、19年から正式にスムーズに取り運んだというふうに聞いております。そして、19年の着工ということになりますと、今現在、坪井市長さんが志筑小学校、いろいろもろもろありました。いろいろなものが出て、設計も変更になり、あるいはいろいろな意味で遅延をしましたが、着工したのは、ここにおいで坪井市長さんと私は伺っておりますし、そのように確信しております。

それで、増築するためのスペースを既につくっておいて、子どもが減少するのに、おかしい話じゃないですか。どこかで、そういうふうな志筑小学校を統廃合するためにつくった小学校だと、そういうふうに私から初め、誤解されても仕方のない問題だと思いますけれども、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまの増築するためにスペースを確保した、あるいは基礎ができていたというふうなお尋ねがございましたが、増築するためのスペースを設けたということではなくて、あらかじめの用

地の中で学校の建屋の配置を決めたということだと思います。

それから、その増築する予定である場所に基礎があるというようなお話ですが、基礎は私はないと思います。ただ、配置、いわゆる敷地の中の建物の配置の関係で、十分に余裕がとれるというようなそういう配置は設計で配慮されていたと思うんですけども、であるからこそ、どういふふうになっても利用できる、統合になっても利用できる、統合でなくても利用できるというような、その全体の敷地の中の学校の建屋の配置であったというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

何度お話ししても平行線のままでございますので、市民の皆様方には、このことをよく踏まえて、ご理解していただいて、このように千代田地区の統廃合がもろもろ今、混雑して、そして遅延していることをおわかりいただきたいなと思って、こちらのほうは次に進めさせていただきます。

そういうわけですので、次善の策として志筑小を統廃合の小学校として位置づけたということであるかと思うので、小中一貫校のことも連鎖性を考えて、千代田中あたりにと市民の皆様方の大いなるご意見は、今はそれが決断に至らないということであるかと思っておりますので、次、3番目に市民に対する十分な説明責任をもう行う時期かと思っております。

坪井市長さんは、もうご就任になって間もなく1年となるわけですがけれども、休会になりましたから1年以上過ぎました。そして、旧霞ヶ浦町に私が行きましても、千代田中はどうなっているんだって、こっちはもう来年の4月から統廃合になるよというようなお話で、同じかすみがうら市の児童生徒でありながら、まだ片方は何の芽も出ないような、そのようなところで右往左往しているわけですがけれども、どなたに相談するでもなく、ご自分の意思、ご自分の英断で決断しても市民は拍手喝采するんじゃないかなと私は思うんですよ。坪井市長さん、どのようなお考えでおられるか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

さまざまな議論をしてきたところでありますが、私の考え方は、大変な少子化の中で統合につきましては大変必要なことだというふうに認識をいたしております。そういう中で、やはり統合するに当たっての視点は、やはり子どもたちの教育をどうしていくかということと将来の見通し、そこを判断して統合するべきだというふうに考えています。

ただ、今、部長がいろいろ経過を説明してきましたように、市民の皆様方のご意見が割れる中で、少し整理をして方針を出していきたいという、そういった中で現在の段階ではその方向につきましては、まだ表に出せない状況でございますので、十分に検討して子どもたちの将来と、それから、将来の見通しを軸にして判断していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

まだ明確なお答えは答えていただけないということでご理解してよろしゅうございますか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

合併の手法につきましては、まだ結論は出していません。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

同じ問題提起を大山教育長さんにお答え願いたいと思うんですけれども、やはり子どもたちが一番でございますので、子どもたちを教育する最高責任者として、大山教育長さんはこの問題に関して十分な説明責任を、もう要する時期にかかっていると思われまますので、大山教育長さんのご判断をお願いします。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えします。

私も先ほど教育部長がお答えしましたように、非常に志筑小にするのがよろしいのか、千代田中のところに新たに開設したほうがいいのかということについては、まだ市民の合意形成が図られていないというようなこととして認識しております。そういった中で、やはり先ほど市長が述べましたように、教育長の立場でこういうようにしたいということについて明確に述べることについては、もう少し時間がかかるのかなというように認識しております。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

明確なお答えがお聞きになれないということで、答えていただけないということでご理解していただいていいですか、理解したいんですけれども、いいですか。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの時点でははっきりこうしますということについては申し上げられないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

まず、机に乗せないことには、ずるずる後に送っても仕方ないと思うんですよ。いつまで送るんですか、これ。明確に、蒸し返すようですけども、統合委員会をいつまでに立ち上げて、スケジュールを文書で私たち議員に明確に示していただけるようなことで回答していただけますか、よろしくをお願いします。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

教育委員会事務局としましても、統合委員会がこのまま、休止なんですけれども、休止をしているというままでの状態は好ましいものではないというふうに考えております。ただ、千代田地区の統合に関しましては、議会からも昨年たしか5月の臨時会であったかと思うんですけども、全会一致の意見書で要望が提出されているかと思えます。第3番目、市の教育方針については、千代田地区の教育方針については住民の合意形成に誠心誠意努めることというようなご意見をいただいておりますことから、性急に進めるということはいかなるものかというふうに考えています。極力市民の方の理解を得られるような、そういった形で進めていきたいという中で、なかなか答えが出ないというのも実態でございますが、もう少しお時間をいただく中で、いい姿に持っていければというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

もう少しって、どのぐらいのことを言うんでしょうね。日本語って、本当にわからないし、明確じゃないなと思うんですけども、人選とかはなさっているんですか、もう。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

統合委員会の委員さんの人選というお尋ねかと思うんですけども、統合委員会につきましては、いわゆる解散をしたわけではございませんで、休止をしているという実態でございます。ですから、再開する場合には、今までの委員さんにご説明をして、再度集まっていただくような、中には職域といいましょうか、その出身母体が区長とか何とかということで上がっている方もいらっしゃると思いますので、そういった方々はその出身母体の関係で改選ということがあろうかと思うんですが、基本的には我々としては当時の委員さんを統合委員会の委員というふうに理解をしておりますので、人選ということでは考えているものではございません。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

時間だけが過ぎていきまして、明確なお答えもいただけないし、きちんとしたスケジュールもまだそろっていないようですので、4点目にいかせていただきます。

都市計画法による規制との因果関係なんですけれども、県からこの都市計画法に精通した係官がおいでになっているとのことをちょっとお聞きしたんですけども、調査分析して、具体的な

誘致施策とかというのは、もう既にいつごろまでという、そういう具体的なスケジュールはお決まりになっているんですか。

○副議長（加固豊治君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

千代田地区における区域指定の調査業務委託につきましては、本年度から2カ年の継続事業として実施をいたします。さらに、今月の末に入札によりまして業者が決定をされますので、来月から調査に入るといようなことでございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

来月から調査に入るといことでもよろしく願いいたします。

それから、前後して申しわけない。1つだけちょっとお伺いしたいのは、先ほど部長さんのほうからエアコンを3校につけてしまうと、統廃合はもうしないんじゃないかといような、そういう市民の皆さんのお声もお聞きしているんですけれども、それに関して、本年度中に設置されることが、もう決まったわけなんですけれども、整合性はとれているんですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

いわゆる千代田地区の小学校で統廃合がまだ実現できない学校の子どもたちの現状の生活を考えて、必要最小限度のエアコンをといことでも本年度工事を行うといことを、これまでも再三ご説明をさせていただいたと思うんですけれども、いずれにしても、当初は統合ができるのであれば、そういった工事は確かに必要はなかったわけでございますが、今現在、決定に至っていないといところから、現在の学校に通う子どもたちのことを考えて最低限度の整備はしようといことでやっているものですから、統合とは切り離して考えていきたいといふうになっております。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そういうことありがとうございました。これで、統廃合のことは5回ぐらい私、質問させていただいたわけなんですけれども、明快なお答えが聞けなくて申しわけないなと思っております。ですけれども、統廃合の問題は一番に子どもたちのことを思って、市長さん、教育長さん、そして、教育に関する部署においでの方も考えていただきたいなと思っておりますし、早急に委員会を立ち上げて、時代に取りおくれのないような、そのようなかすみがうら市にしてほしいと切にお願いする次第でございます。

また、昨日の新聞報道によりますと、小中学校の耐震化率が報道されておりました。お読みになったと思うんですけれども、当市は後から3番目と不名誉な結果となっております。さぞかし工事も急ぐよう要請する書簡が届いておることと思うんですけれども、坪井市長さんのもとに、

最近大きな地震も頻繁に起こっており、小中学校は災害時に地域住民の避難場所にもなっており、完了に向けて取り組んでいただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

このたび市副市長に横瀬副市長が就任されましたこと、本当におめでとうございます。心よりお祝い申し上げますとともに、かすみがうら市の発展のために、さらに尽力していただきたいことを切にお願いいたしまして、平成27年度の一般質問をさせていただきます。

最初に、地域の福祉団体育成についてお伺いいたします。

本市の福祉活動については、福祉団体などの連携のもとに、全ての市民の協力を得て助け合い運動や募金運動を初めとする地域福祉活動を推進してきましたが、市民の主体的な地域における日常継続的な福祉活動は十分なものとは言えない状況にあります。生活様式の多様化や就業構造の変化が進み、市民の連帯感や地域福祉意識が薄れつつある中で、高齢化社会の到来など、福祉需要はますます増大するものと予想されることから、地域福祉意識のより一層の啓発に努め、連帯感ある地域福祉活動を促進することが重要であります。

今後、あらゆる分野で地域住民の福祉需要に応えるためには、公的機関の社会福祉意識の啓発高揚に努めながら、自主的な参加などによる民間の福祉団体や福祉ボランティアの活動を十分に生かした、自助、共助、公助の連携による地域福祉活動をさらに推進し、福祉団体の育成に取り組まなければなりません。

その観点から、現在の課題と取り組み状況について。

2、福祉団体の育成と支援策についてお伺いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

小学校1年生が背負うランドセルを無料で贈る自治体が今春、県内で2校ふえて10市町となりました。石岡市、利根町の担当者の声を直接伺いました。「保護者の負担軽減を目的とした事業は大変に好評であり、ほとんどの人に喜んでもらっております。同じランドセルを使うことの安心感がある」とのコメントをいただきました。石岡市は、1個1万円半ばで、品質は一般の店頭で販売されているランドセルと同等と伺っております。また、5色から選べる内容になっており、利根町においては男女で4種類、計36色を用意し、贈り、喜びの声が寄せられているところでございます。

当市といたしましても、小学校入学時、ランドセルの無償配布について。

2、今後の対応と取り組みについてをお伺いいたします。

次に、教育の充実と向上についてをお伺いいたします。

児童生徒の確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な学習の定着や一人一人の習熟度に合わせた主体的な学びを引き出す教育が必要であります。さらに、教職員の資質向上を図るため、

各種研修事業の充実と積極的な参加、ALTなどの内容の充実と継続配置の推進も重要であり、ICTなどの専門知識を備えた教職員の配置による教育内容の充実を推進していくことも重要な課題でございます。

さらに、児童生徒の創造性や活力をいかに引き出して、特色のある教育ができるかが鍵でございます。

①現在の課題について。

2、教育方針の計画案と今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、悪質詐欺被害防止事業についてお伺いをいたします。

急増する詐欺電話から高齢者を守ろうと、名古屋市におきましては今年度、悪質電話被害防止事業を開始を間もなくいたします。同事業は、各地域の消費者行政の充実などを支援する、国の地方消費者行政交付金を活用し、設置される装置は2種類あり、1つについては、電話をかけてきた相手に「通話内容は振り込み詐欺などの犯罪被害防止のため自動録音されます」などの警告メッセージを流した上で通話内容を録音する。ただし、あらかじめ登録した電話番号には着信時に音声警告が流れないように設定できるような内容になっております。もう一つは、過去に詐欺事件で使われた番号など、不審な電話番号からの着信を自動的に判別をし、危険度を知らせるランプが点灯するなどの機能を備えております。対象につきましては、65歳以上のひとり暮らし、日中の在宅が高齢者のみの世帯で、市から委託される業者が対象世帯を訪問して機器を設置し、その後も定期的に電話をかけて注意を喚起する内容でございます。

①当市の詐欺被害状況について。

2、今後の新規事業導入について。

3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

来年1月から運用が始まる社会保障・税番号マイナンバー制度の利活用に向けた議論が本格化をしております。同制度は、国民一人一人に12桁の個人番号を指定し、所得や年金支給額などを効率的、かつ正確に名寄せし、複数の機関に存在する個人情報と正確に連携できるようにする内容でございます。利用範囲は社会保障、税、災害対策に限り、今年10月、国民に個人番号を通知、来年1月以降、申請書を送るなどして個人番号カード、顔写真つきでICカードを受け取る内容になっております。

同制度は、公平な社会保障制度の基礎となることから、低所得者に対する社会保障の充実や行政事務の効率化、行政手続の簡素化が期待され、生活保護の不正受給防止や脱税防止などにも役立つ内容になっております。

一方、制度導入に当たっては、個人情報の漏えいや不正利用への懸念も指摘されております。このため、2013年5月に成立したマイナンバー法では、独立性の高い第三者機関特定個人情報保護委員会を設置、特定個人情報、個人番号を含む個人情報の取り扱いを監視、監督し、必要があれば行政機関への立入検査権限などを付与いたしました。

さらに、個人情報保護法改正案では、個人情報保護委員会の設置が規定されております。

①制度の周知徹底と相談窓口の設置について。

2、今後のスケジュールと取り組みについてお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○副議長（加固豊治君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、地域の福祉団体育成の現在の課題と取り組み状況につきましてお答えいたします。

市民の皆様が、住みなれた地域の中で安心して生活していくためには、公共的な福祉サービスも必要なものでありますが、地域住民の支え合い、助け合いも不可欠なものであると考えているところであります。

地域住民が協力をしながら、よりよい地域づくりのための取り組みは地域福祉の推進につながるものであり、そのために住民同士の個々のつながりが重要であると同時に、地域の福祉団体の活動も重要であると考えているところであります。

市といたしましても、地域福祉の推進のため、社会福祉協議会など、関連福祉団体への事業活動支援やボランティアなどの人材の発掘や育成を図りながら、それぞれの自助に沿った事業を推進をしているところでございます。

また、地域住民によります自主的活動を支援・促進をするため、社会福祉協議会を中心とします支援体制の強化を図るため、新たな地域福祉の担い手の発掘・連携協力を進めているところであります。

次の1点目2番、福祉団体の育成と支援策につきましては保健福祉部長から、次に、2点目の子育て支援につきましては教育部長から、3点目、教育の充実と向上につきましては教育長から、次に、4点目、悪質詐欺被害防止事業につきましては総務部長から、次の5点目、マイナンバー制度につきましては市民部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

3点目1番、現在の課題について、同2番、教育方針の計画案と今後の具体的な取り組みについてのご質問にあわせてお答えいたします。

本市では、毎年、市の学校教育指導方針を策定し、学校教育の充実に努めているところであります。平成27年度の方針では、人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図ることを市の学校教育目標とし、その目標を推進するために、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康や体力の向上、社会の変化への対応及び自立と社会参加の4点を学校教育推進の柱として取り組みを進めているところであります。

このような中、現在の課題についてでございますが、学校教育推進の柱の中では、県と同様に

「学力の向上」が課題であると認識しております。

そのため、具体的な活動として、学習課題や授業展開の工夫、ICT機器の積極的な活用、話し合い活動の充実、振り返り活動の充実のための板書の工夫等を教職員が授業の中で効果的に実施できるよう、訪問指導や研修会等の充実を図っていきたいと考えて取り組んでいるところであります。

また、今年度から、県の事業を活用し、これまで小学校4年、5年生を対象として行っていた算数の学力向上を狙いとした、学びの広場サポートプラン事業を、中学1年、2年生にも導入し、数学の基礎学力の確かな定着と学力向上に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員の1点目2番、福祉団体の育成と支援策についてお答えをいたします。

福祉団体につきましては、高齢福祉、児童福祉、障害者福祉などの団体やボランティア団体等、多岐にわたり多くの団体がございます。各団体とも住民福祉の向上や生活環境の充実のため活動されているものとございます。また、連合会等の大きな組織の中の下部組織という形で地域で活動をされている団体も多数あり、活動を行っているところでもございます。

市といたしましては、地域での団体活動や地域福祉を推進する上で中心的団体である社会福祉協議会などの機能の充実・強化と、地域に一番身近な民生委員・児童委員の相談・指導活動の充実のため、各種事業や研修経費の一部について支援を行っておるところでございます。

また、児童館を中心としました母親クラブまたは家族会といった団体、自主福祉活動に取り組む団体などへの情報提供を行うなど、団体活動を支援しております。

今後も引き続き、支援を行い、また、活動においては団体間の連携や協力も必要であると考えられますので、協力体制を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、中根議員の2点目1番、小学校入学時、ランドセルの無償配布について及び2番、今後の対応の取り組みについてとのご質問にお答えをいたします。

新入学児にランドセルを無償配布することにつきましては、保護者にとって負担軽減となり、また、児童にとっては同じランドセルを使うことにより、みんなと一緒にという統一感、さらには公平性を育む一助になると思われまます。しかし、実施に当たりましては、毎年、約350名の新入生に対し支給する財源の確保も必要となってまいります。一方では、平成27年4月、本年の4月現在でございますが、県内の市町村において、議員さんご指摘のとおり10市町村がランドセルの

無償配布を実施している状況もありますので、今後につきましては、それらの市町村の支給実態や近隣の状況などを踏まえながら、慎重に検討していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

4点目1番、本市における詐欺被害状況についてお答えをいたします。

にせ電話詐欺につきましては大きな社会問題となっているところでございまして、現在も昨日、土浦市で不審電話が6件発生をいたしまして、土浦警察署から予兆電話警戒警報が発令をされているところでございます。

ご質問の本市における被害の状況でございますが、土浦警察署の認知件数でございまして、平成25年度における詐欺被害については5件で、被害額については3600万円となっております。内訳につきましては、オレオレ詐欺が3件で1800万円、金融商品取引詐欺で1件、こちらが1400万円、名義貸し被害1件、400万円となっております。また、26年度における被害については、架空請求詐欺1件で200万円の被害となっております。

なお、県内の状況ですが、平成26年度における茨城県内の詐欺被害につきましては、300件で被害額が14億3121万5000円、平成25年度と比較しますと10件増加するものの、被害額では1億5803万4000円の減というような状況でございます。

4点目2番、今後の新規事業の導入についてお答えをいたします。

議員ご指摘の名古屋市で導入をされている機器でございますが、茨城県警察でも昨年10月から、先ほどご紹介のありました機種の中の1つでございますけれども、通信事業者と連携をいたしまして、にせ電話詐欺など、迷惑な電話を見抜き、着信を拒否したり警告したりする機器「迷惑電話チェッカー」と言いますけれども、これを約350世帯に無償貸与する実証実験を開始しているところだということでございます。この機器は、警視庁や茨城県警など、10都県の警察や各自治体から情報提供を受けた約2万6000件の迷惑な電話番号からの電話を警告する機器となっております。登録された番号から着信があると音声で警告をするほか、電話機の着信を鳴らさないなどの機能がございます。県警といたしましては、県内の65歳以上の高齢者のみの世帯などに10月から2年間無償貸与し、機器の効果を確かめることとしているということでございます。

4点目3番、今後の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

市といたしましては、警察署の対策に協力をするとともに、市としても今後詐欺被害を防止するため、広報紙等による防止周知活動を徹底し、被害がないよう呼びかけを行っていきたいと考えております。

具体的には、被害に遭うのは高齢者が多いことから、老人クラブや高齢者大学等において、警察官によるにせ電話詐欺等の講演、また消費生活センターでは、相談事業や啓発活動並びに出前講座などを実施してまいりたいと考えております。市の広報紙等にも積極的に被害防止対策を掲載したいというふうに考えてございます。

また、通話機器の導入につきましては、茨城県警察の実証実験の効果などを伺いながら、今後

検討をしていきたいと考えております。

今後とも住民の皆様が安心して生活できるよう詐欺防止対策を考えていきたいと考えておりますので、議員の皆様にもご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、私のほうからは5点目の1番、マイナンバー制度の周知徹底と相談窓口の設置について、同2番、今後のスケジュールと取り組みについてお答えいたします。

中根議員ご質問の中で、制度の説明をされていまして、一部重複する部分がありますが、住民票を有する全ての方、一人一つの番号を付して、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であることの確認を行う基盤としまして、この制度が進められており、社会保障や税制度、そして、災害対策の分野で効率よく情報を管理し、きめ細やかな社会保障制度の設計を目指しているものでございます。

この制度の周知につきましては、かすみがうら市ホームページや広報紙においても、シリーズマイナンバー制度と題しまして、毎月テーマを設け、制度の説明をしている状況にあります。また、各庁舎の窓口にて啓発ポスターの掲示や必要に応じて市のお知らせ版等で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

相談窓口の設置につきましては、社会保障・税番号制度の問い合わせにつきましては、市の情報広報課、また通知カード及び身分証明書や証明書のコンビニ交付印鑑登録証として利用できるマイナンバーカードにつきましては、市民課で対応してまいりたいと考えております。また、国におきましても相談窓口を設置しておりますので、こちらも活用してまいりたいと考えてございます。

交付申請書が住民の方に発送されることから、問い合わせ等がふえることが予想されますので、千代田庁舎市民課に臨時職員を置きまして対応のほうに当たる予定でおります。

2点目の今後のスケジュールにつきましては、平成27年10月に地方公共団体情報システム機構より、市民の皆様へ12桁の番号を付した「通知カード」及び「マイナンバー交付申請書」が郵送されます。マイナンバーカードを希望される方は、交付申請書を返送すると平成28年1月以降、市民課窓口におきまして通知カードと引きかえにマイナンバーカードを受け取ることができます。

なお、平成28年3月1日より住民票と印鑑証明書のコンビニ交付を予定していることから、これらもマイナンバーカードが必要となってまいります。

取り組みとしましては、庁内に社会保障・税番号制度の導入に係るワーキングチームが置かれておりますので、各課と連携をとりながら今後とも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきますが、非常に丁寧な説明をいただきましたので、2回目の質問は簡潔にさせていただきたいと思いますので、短時間で終了させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

それで、最初に、地域の福祉団体育成については、これは細かく具体的に進めておりますので、2回目の質問は割愛させていただきます。

2番目の子育て支援についてなんですが、やはりいろいろな情報を私は見まして、やはりランドセルの無償提供、これはかなり市民の皆様から要望なり提言が私もいただきました。そういう中で10市で今、実施している内容でありまして、来年も新たに5市のほうで今、検討中であるという確認もしておりますので、市長として今後どのように対応していくのか、市長の考えを伺いたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

子どもたち、それから、家庭にとっては大変ありがたい、いい話ではありますけれども、財源のこともあります。それから、親の責任ということもありますので、近隣市町村の状況と、それから、これからの教育と市の支援のあり方も含めまして検討させていただきたいと考えています。

○副議長（加固豊治君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加固豊治君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時40分から再開いたします。

休 憩 午後 0時07分

再 開 午後 1時40分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、再度質問をさせていただきます。

2番目の子育て支援について再度質問をいたしますけれども、やはり先ほど坪井市長が財源の関係、それから、この近隣市町村の状況を鑑みて、とりあえず対応していきたいという答弁をいただきましたけれども、私は何でも無料にすればいいという考えではなくて、やはり財源の裏づけ、そして、やはり財源でも限りある予算の範囲の中での実施になっていくかと思っておりますので、やはりそういう中での自主財源が非常に今、乏しくなっているような、そういう状況の中で、この無料配布というのは非常に大変な事業になるのかなど、私はそのように推測いたしますけれども、しかしながら、この近隣市町村でも44市町村ある中で10市が既に実施している。そして、

来年はまた4校ないし5校が検討中であるという、そういう状況を見た場合に、やはりほかの市でこの子育て支援に対しての例えば1年生に入学するといっても障害があったり、いろいろな状況でなかなか入学できないというお子さんもいらっしゃると思うんですが、そういうお子さんの手だても含めた中でのこれは検討が必要なのかなというように、私はそのように細かい配慮も含めて大事なのかなということを感じているところなんですけれども、そういう中で、私、今すぐ実施していただきたいとか、そういうふうな私は内容ではございませんでして、この近隣市町村の創意工夫の中でどのように実施していったのか、経過も踏まえて調査をしていただきたい。そして、限りある財源の中で、やはりいかにして実現していくか、これは財源の範囲内での実施になっていくかと思えますけれども、そういう中で近隣市町村の動向をよく調査して、お願いしたいと思えますので、これは要望として申し上げておきますので、担当部課長につきましては、近隣の状況をよく把握していただきたいと思えます。そういう中で段階的に、やはり実現できれば実現していただきたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

次に、3番目の教育の充実と向上についてなんですけれども、やはり教育関係について私は常に学校に赴いて、そして、担当の先生、そして、校長先生、また実際に子どもさんたちの声、そういう声を集約して常に私は努力をしているわけでごさいます、やはり未来を担うこの子どもさんたちの学力の向上というのが非常に今、問題視されている、そういう状況下の中で、これは新たな視点で学力の向上に取り組んでいかないと、やはり大変な状況になるのかなというふうに思っています。

それで、教育長のこれは自分の思いで結構ですけれども、答弁お願いしたいと思うんですが、国のほうでは、文科省のほうではゆとり教育というのを一つの方向性として示した中で、このゆとり教育をずっと実施している中で教育長が感じているメリット、デメリットというのを、自分の思っていることで結構でございますので、再度答弁をお願いしたいと思えます。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまゆとり教育の実践の状況を踏まえて教育長の考えをというご質問にお答えいたします。ゆとり教育の前は、いわゆる詰め込み教育ということで、その詰め込み教育の弊害として、荒れる中学校とか荒れる高等学校ですか、そういうような状況が背景にあるのではないかというようなことで、もっと生徒にゆとりを持たせた、そういう教育をすべきではないかというようなことでゆとり教育が導入されたかと思えます。ところが、そのゆとり教育を進めている間に、その日本の児童生徒の特に数学の学力というものが国際的に年々低下してくるような状況が見られるということで、やはり日本は貿易立国として、技術革新を常に進めながら、対外的な関係を保ちつつ国の発展に結びつけていくというのが、やはり日本国のあるべき姿であろうというようなことから、やはりこのまま放置しておく、やはり産業界にとっても大変な将来痛手になるであろうというようなことで、やはり学力低下ということについて非常に危機意識が産業界、教育関係者ばかりでなく、産業界からもそういう声が出まして、やはり特に理数系の教育にもっと力を入れるべきだというような、そういうような提言がなされるようになって、現在そのゆとりの教育を見直しまして、やはり先ほど中根議員さんがおっしゃったように学力向上というものを、やは

り大事に考えて教育に当たるべきであろうというようになりまして、現在はどちらかというのと、ゆとり教育の見直しという視点で現在はその学力向上、特に理数系の教育に力を入れていくべきであろうということで、現在、特に小学校4年生、5年生あたりについては学びの広場サポートプランという事業で、算数、特に中学校におきましては今年度から中学1年生、2年生を対象に数学の学力向上というものを図るべきであろうというような観点で、そういうことが進められてきているという状況でありますので、本市にとりましても、今後とも学力向上を先ほどの質問にお答えしましたように、学力向上を第一の課題として取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ご答弁ありがとうございます。私も今、教育長が話された内容はひしひしと感じている状態でございます。

それで、やはり今、危機感がささやかれている、この学力低下問題ですね、それもやはり毎年、毎年低下しているというゆとり教育の中で、今、見直しがされているということが、今、教育長から話さされましたけれども、本当にこの世界の中で生き残りをかけていく、そういう中でやはり優秀な人材の輩出、そして、やはりこのいつも私が話している、この人間教育プラスこの学力の向上という両輪が必要であると私は思っています、また、皆さんもご存じのように、いじめにしても過去最高、昨年、ことしも含めてですね、それから、ひきこもりも過去最高の状況、そういう状況の中で、やはりこれから本当に強い子どもの児童生徒の育成、強いというのは、別にけんかが強いという意味ではなくして、やはり世界の競争の中で勝ち残れる、そういう能力、力、それを養うための教育というのがベースになれば私は本当の教育ではないのかなと、ただ学力向上と言っても総合的な学力向上でなければいけないと私は思っているわけでありまして。

そういう中で、私が今、感じていることは、この地域、それから、家庭教育との連携というのも非常に大事なのかなと思っているところでございまして、やはり子ども会などの地域活動とか児童館における集団活動もありますよね。学校と離れた児童生徒の活動、それから、地域社会の交流とか、この世代間での交流を通じた社会性とか秩序ある集団的行動力を図っていく。そして、総合的な教育の充実向上が私は必要じゃないかと、このように思っているところであります。

それから、やはり今、社会環境が非常に変化している。グローバルの時代になっている中で、それぞれの家庭環境に応じた地域社会及び家庭における教育の推進も、やはり創意工夫をしなくちゃいけない時代に突入していると思うんですね。それから、さらなる教育の充実に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、これは直接この教育の向上とは関係ないかと思うんですが、これは要望として申し上げておきたいと思うんですが、やはり今、各学校をずっと歩いておまして、やはり先生が非常に帰りが遅い。もう考えられないような時間にまだ残っている。やはりもっと先生も余裕を持った、やはり雑務が多いという話も聞きますけれども、なるべく早く帰って、次の日の授業のやはり充実した教育をするためには、早目に帰っていただいて、きちっと準備をしていくことが大

事なのかなと。ただ、いたずらに時間が遅いということであっては私はならないと思いますので、いろいろこの教員の環境の整備もしてあげないと、やはり大変なのかなという状況を私は現場に行って感じます。そのことも十分配慮していただいて、先生のそのような健康管理も含めた充実した教員の指導、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。これは要望としてお願ひをしておきます。

次に、悪質詐欺の被害防止事業について、先ほど話、具体的な答弁もなかったんですが、やはり25年、26年度の詐欺の実態が数が紹介ございましたけれども、そういう中で26年度は非常に200万という、非常に少ない被害でございまして、市でもいろいろな手だてをしていたということもありまして、大分減ったのかなという私は印象を受けましたけれども、それにかえまして、今年度の27年度のきょう現在までのこの被害状況をもしも把握していれば答弁お願ひしたいと思いますが。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

27年度になって、これまでのところ実際の被害に遭ったというような情報は私のほうには把握はしておりませんが、先ほどご紹介しましたように、昨日来、市内では6件の予兆電話があったということでございます。この件につきましては、市内にも2件ほどあったというようなことで、警察のほうから情報をいただいております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

私のほうに寄せて、何人かから問い合わせの電話がありましたけれども、これまで被害には遭わなかったんで、未然に防止ができたんですが、一応私のほうにも本年になって3回ほど電話がございました。というのは、やはり未公開株の購入の勧めがありまして、それで間もなく上場すると、今の3倍ないし4倍のこの上場した場合には値段が初値でつきますんで間違いないと、それだけならよかったんです。ところが、要するに、劇場型のそういう詐欺なんです、今、考えてみますとね。同じその詐欺グループだと思うんですが、Bさんという人から1時間ぐらいしたら、また電話がかかってきました。というのは、その未公開株を、あなたは何か今回購入するという話を伺ったんですが、ぜひとも私たちにそれを購入したら譲ってくださいと言うんですよ。そして、買った値段の倍で引き取りますと、こんなうまい話はないですよ。それで、間違いなく私たちが引き受けますから、ぜひとも譲ってください。これは同じ詐欺グループのメンバーが劇場型の演出をしているわけですよ。それで、締め切りが、あと2週間後だと言うんですよ。だから、あんたはこういう場面に遭遇したというのは宝くじに当たったよりもすばらしいことなんだ、いかにも説得力がある、そういう話内容なんで、ちょっとわからない人は乗っちゃう可能性があると思うんです。だから、うっかりしたら市内でも未公開株で届けは出ていなくても被害に遭っている方がいるのかなという、私はそういう推測がされます。

そういうことも含めて、やはりこの未然に防止していくという、この名古屋市の一つの例、これは国のほうの補助金を活用しての事業でありますから、だから、市の負担はほとんどないと思います。そういう中で、ひとつこういうふうな補助金を活用して、市でもある程度試験的に、こういう特に認知症に近いような人、65歳以上の人、ひとり暮らしとか、また昼間65歳の家族が留守でいないという、そういうところもモニターのやはり設置して、そして、いろいろと試験的に実施をして、それがいろいろ効果、要するに、抑止力も含めて、そういう効果があるのであれば、私はぜひとも国のほうの補助金を活用して、ぜひとも事業を導入していただきたいと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 1時57分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

地方消費者行政推進交付金の活用についてということでお答えいたします。

今後の計画ではなくて、実際の実績ということでご報告させていただきます。

本市の消費者支援事業といたしましては、市民の消費生活に関する相談及び苦情を適正かつ敏速に処理するため、平成20年に消費生活センターを開設し、消費生活相談員2名を配置しております。相談件数は、平成24年が293件、平成25年が278件、平成26年度が245件でございます。

また、啓発事業といたしましては、市の消費者友の会と連携し、あゆみ祭り、かすみがうら祭、生涯学習フェスティバル等のイベント時に、悪質商法等の注意喚起を促すチラシを配布したり、また、高齢者が巻き込まれる消費者トラブルが深刻している実態を踏まえ、相談員が市内の高齢者福祉施設に出向き、出張講座を開き、被害防止に努めております。これら消費者支援事業につきましては、消費者行政の充実などを支援する地方消費者行政推進交付金を活用しております。消費者生活相談員のレベルアップ事業として、相談員の研修負担金及び交通費、消費者生活相談体制の拡充として、相談員の報酬等の一部負担または消費者被害防止の啓発活動とし、啓発パンフレット、啓発グッズ等購入、消費者の安心・安全を確保するために取り組んでいるということでございます。

この交付金につきましては、今回のご質問の中でいろいろ調べますと、いろいろな課にわたって目的によって、それぞれ使えるような交付金というように認識をしておりますので、前向きに今後この交付金を使えたらと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

この交付金は、やはり目的に沿って使えるんですね。だから、こういう事業をもしもやるという事で申請すれば実現できる内容なんですね。その辺はもうちょっと研究して、勉強して、対応できるように、やはり万全の体制をとっていただきたいと思いますので、また調査をよろしくお願いいたします。これは要望として申し上げます。

次に、5番、最後になりますけれども、マイナンバー制度について非常に私のほうにも問い合わせが来ております。私も非常に勉強不足で、なかなかこの市民の方に納得できるだけの説明ができない部分もありまして、勉強中なところもございまして、本当に今、大変な状況にはなっているわけですが、やはり今回のこの市のほうでこれ配られた、インターネットにも国のほうの出ておりますけれども、そういう中で私が一番市民から問い合わせがあった内容はたくさんあるんですね。

そういう中で、まず、特に多かったのが個人番号を用いた情報の追跡とか名寄せが行われ、集積、集約された個人情報外部に漏れいするのではないかと、そういう問い合わせが、まず多かったですね。それから、個人番号の不正利用とか他人の個人番号を用いたなりすまし等により、財産その他の被害を負うのではないかと、そういうふうな懸念の問い合わせですね。それから、国家により個人のさまざまな個人情報が、個人番号を機に、名寄せ、突合されて一元管理するのではないかと、そういう懸念ですね。

そういうことが特に多かったわけですが、非常にこの、ただ、今回一元化ということじゃなくて、この分散管理型になるわけですね。こういうふうに誤解している人がおりました。番号制度が導入されることで、各行政機関が保有している個人情報を特定の機関に集約して、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる一元管理の方法をとるものではないのかと、一元管理をするんじゃないかという、そういう問い合わせも結構多かったですね。一元管理したんでは非常に困ると。

しかしながら、これは過ちでありまして、番号制度が導入されても従来どおり個人情報は各行政機関等が保有して、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別第2で定めたものに限って情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会、提供を行うことができる分散管理の方法をとるものであると、いわゆる一元管理するんじゃないかという非常に不安もございましたけれども、これは分散管理をしていくという、そういうふうな問い合わせが非常に多かったわけでありまして、ことしの2月に、かすみがうら広報で周知徹底、また、インターネットでも徹底はされておりますけれども、非常に皆さん理解しておりませんし、また内容も読んでいないという、そういうのが実態かと思えます。

そこで、私が提案したいのは、まずこの疑問に思う大事な大きな大枠の部分で、Q&A方式のそういうかすみがうら広報に掲載するのではなくして、きちっとした市民の不安を払拭でき得るような、そういう一つの1枚のチラシを各戸別配布にできるような、もっとわかりやすい、文字も大きい文字で作成していただいて、やはり誤解をしている人が非常に多いです。大変だと、大変な状況になってしまうという、ただ、大変だ、大変だ、何が大変なのかということも理解できない。そういう中で進んでいる。国の制度でありますから、これは市としてもこれは移行していかなくちやならない政策でありますけれども、そういうものをやはりきちっと丁寧に、わかりや

すく周知徹底をしていくために、やはりもっと努力していかなくちゃならないのかと思いますので、その辺の考えどうでしょうか、Q&Aの作成、そして、かすみがうら広報、2月にやったのは非常にわかりにくい内容、私も読ませてもらったですけれども、もうちょっと大きい文字で作成したほうが私はいいんじゃないかなというふうに感じましたので、その辺、考えもしもありませんでしたら答弁願います。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、情報管理のセキュリティーの強化というような関連の質問かと思います。

今、住基カードはもう既に10数年たっていて、その部分に関しての情報セキュリティーというのは大変厳しく確保はされているというふうな状況でございます。

内容的には、マイナンバーカードにつきましても、そういう形でセキュリティーを強化をしていくということでもありますが、今、議員がおっしゃったように、幾つかのデータを1つにまとめて、それで情報を引っ張ってくるというようなことでもございますので、それぞれのその複数の課において携わる職員等については、やはり1つはセキュリティーの遵守事項というか、そういう部分は強化しなくちゃならないとは思っています。また、市民向け等に関しましても、やはり実施までの期間の中でいかに周知をしていくかということもありますので、その辺についてはよく担当とも協議をさせていただければなというふうに思っております。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、できればQ&A方式のわかりやすい、そういうものをつくっていただきたい。

それから、相談窓口は市民部でよろしいんですね。このいろいろと問い合わせ、マイナンバー制度についての問い合わせも含めて、どこへ相談したらいいんだという問い合わせも私のほうにあるんですが、市民部のほうへ直接でよろしいんですか。これはどういうふうな形の窓口になりますか。市民から私、相談を受けたときには、具体的にはどこで相談ですよというふうに振りたいと思うし、また、広報等でも要するに不明確な点、また理解できない点、疑問に思う点は、どこどこに連絡にとってくださいとか、そういう周知徹底も含めてやはりやっていきませんか、私のほうばかり振られても私も困るんですけれども、でも、やはりそういう問い合わせが事実多いということは確かで、これからはおさらもっと頻繁に多くなると思います、これから後半、12月に向けて。そういう窓口をきちっとつくってあげないと、市民の方はどこへ連絡にとって相談したらいいのかという、私はまだまだ勉強不足なんで、きちっとした説明できていない状況でもありますので、また、時間が非常にかかります、全部説明しますと、そういう面で窓口はきちっと決めてもらいたいと思うんですが、再度確認したいと思います。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

まず、庁内の連携というようなことも必要かと思いますが、セキュリティーの部分からすると

情報広報のほうで、市民課窓口は実施のほうになってくると思います。お互いにその連携はどちらでもとれるような体制はとらなくちゃならないもんですけれども、その辺についてはQ&A等含めまして、早急な対応をさせていただければなというふうに思います。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、しっかりした体制をつくり上げて、市民が本当に理解できる安心・安全のそういう今回のマイナンバー制度をつくり上げていただきたい、その努力していただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時16分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

ご苦労さまです。

日本共産党の佐藤文雄です。

安倍政権は5月15日、国民多数の反対の声を無視して、海外で戦争する国へと日本をつくり変える戦争法案を国会に提出しました。この法案は、憲法9条を踏みにじり、アメリカが世界で起こすあらゆる戦争に自衛隊が参戦・軍事支援するものであり、絶対に許すことはできません。日本共産党は、徹底した審議で法案の危険な本質を伝え、世論と運動で安倍政権を包囲して廃案に追い込むために全力を尽くします。

安倍・自公政権が進めようとしている政策、消費税10%、アベノミクス、労働法制の改悪、原発再稼働、沖縄辺野古への新基地建設など、どれをとっても国民多数の意思に背くものばかりであります。私は、国や県言いなりの市政では市民の命と暮らしは守れないと考えております。国の悪政に立ち向かい、税金の無駄遣いを厳しくチェックし、誰もが安心・安全に暮らせるかすみ がうら市を目指して全力を尽くします。今回もその立場から一般質問を行います。

1、広域ごみ処理場建設問題について。

問い1、かすみがうら広報4月号に掲載された「ごみ処理の広域化」について伺います。

私は、ごみの減量化と資源化を進めていけば、現有施設である新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの改修で十分に対応可能であり、新たな広域ごみ処理場施設建設は必要ないとして、

霞台厚生施設組合加入に反対をいたしました。しかし、問題なのは住民不在で一方的にごみ処理の広域化を進めていることでもあります。私の指摘を受けて、市長は「広報にて周知していく」と答弁いたしました。それが今回のかすみがうら広報4月号に掲載されたわけでもあります。

そこでお聞きします。

まず第1に、施設の老朽化についてです。

市長も答弁で新治広域のクリーンセンターは「老朽化している」と述べ、広報にも「老朽化する管内3焼却施設」と書かれていますが、老朽化の判断基準はあるのですか。また、「一般的な焼却施設の耐用年数は25年程度」とありますが、その根拠となる公的文書などはあるのでしょうか。

第2に、ごみ処理広域化のメリットについてであります。

広報では、1つ、ごみの減量化と資源化を推進、2つ、地球温暖化に貢献、3つ、ダイオキシン類の発生を抑制、この3点を挙げていますが、どれをとっても現有施設と対比して広域化のメリットだなどとは言えないものばかりであります。唯一違いと言えるのは、発電などが効率的に行えるという点であります。新たな建設する施設は、発電機能を備える計画なのですか。また、4、ごみ処理経費の縮減については、「個別に整備すると多額の費用が必要となるため、施設を集約化し、広域的にごみ処理をすることにより、建設費や維持管理費を削減することができる」とありますが、その根拠となる数値が一切示されておりません。現有施設との対比表を数値で示すべきではありませんか、以上、答弁を求めます。

問い2、土浦市長及び石岡市長との協議について伺います。

ごみ処理施設にかかわる新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の行政の二重構造についての私の質問で、「土浦市長と石岡市長との協議をなぜやらないのか」とただしたところ、市長は「しかるべきときに、しっかりとしていきたい」と答えましたが、その時期とはいつでしょうか。市長の答弁を求めます。

問い3、住民への周知・意見の集約についてであります。

新たなごみ処理施設整備には総額で132億円がかかると試算しております。私は、あらゆる角度で議論を尽くし、その結果を公表し、その上で住民投票で決めることも視野に入れるべきだと考えます。つくば市では市民が「総合運動公園計画は住民投票で決めよう」と直接請求運動に取り組み、法定数の約3倍となる有権者1万7000人の署名を提出いたしました。その結果、8月2日には住民投票が実施されることになりました。市長は、建設の是非を住民投票で問う考えはないか伺います。

2、総合的な子育て支援について。

問い1、学校給食への地元産野菜の活用と給食無料化について伺います。

秋田県八郎潟町は、人口約6,300人、世帯数2,400戸弱という小さな町であります。約3分の1が高齢者ですが、市町村合併せずに頑張っている自治体です。この町では、地場産業野菜の学校給食への使用料率が秋田県内第1位、2012年度からは町内の小中学校の学校給食費の全額助成も実施されています。

八郎潟町の例を参考に、当市でも学校給食への地元産野菜の活用と給食無料化に取り組みないでしょうか、市長の答弁を求めます。

問い2、中学卒業までの医療費完全無料化に向けた段階的な所得制限撤廃について伺います。
群馬県では2009年から中学卒業まで外来・入院とも医療費の完全無料化を実施しております。所得制限も一部負担金もありません。市長は「外来自己負担を補助することによって、多受診など、安易に医療機関を受診することも考えられる」と答弁しましたが、厚労省も、これまで国が無料化できない理由の1つとしてきた波及増、いわゆる医療費増大は「なかった」と答えております。私は、子育て施策として医療費完全無料化は欠かせないと考えますが、当市は所得制限が低く設定しているため、多くの保護者が無料化の恩恵を受けておりません。所得制限を引き上げて、できるだけ多くの保護者を対象にすることができないでしょうか、市長の答弁を求めます。

問い3、就学援助制度の徹底した広報と拡充について伺います。

私は、「経済的に苦しい家庭でも、子どもが安心して学べるように、必要な保護者に情報が届き、十分な援助が受けられる制度への改善が不可欠だ」と強調し、保護者への就学援助制度の徹底した広報と拡充を求めましたが、改善されたのでしょうか。現況の報告を求めます。

就学援助制度には、新入学児童生徒学用品費という入学準備金がありますが、就学援助の申請は入学後であり、実際に支給されるのは1学期の終わりごろになります。私は、新たな拡充策として、新入学児童生徒への準備金の入学前の支給を提案をいたします。いかがでしょうか、答弁を求めます。

3、介護保険制度について。

問い1、介護保険料の減免制度について伺います。

当市は、第6期の介護保険料を大幅に引き上げました。県のまとめによれば当市の保険料は44市町村で9番目に高くなっています。年金が引き下げられる中、高齢者にとっては大変な負担となっています。愛知県一宮市では、2002年4月から低所得者の一部の保険料を2割減免する制度をつくっております。県内でも16市町村で独自に保険料の減免を実施しております。当市においても減免制度をつくることできないか、市長の答弁を求めます。

問い2、介護認定の問題について伺います。

「私の妻は16年間要介護5であったものが突然、理由もなく4に引き下げられた。年を重ねて状態が悪くなっているにもかかわらず、どこが改善されたというのか。納得できない」という市民からの深刻な訴えを3月の定例議会で紹介し、徹底的な見直しを求めました。その後、この方は要介護状況区分変更手続を行い、再度の審査を受けた結果、要介護5に変更する通知が届いたということであります。認定審査に問題はないのでしょうか。認定審査によって介護度が引き下げられた件数はどれだけありますか、答弁を求めます。

4、国民健康保険について。

問い1、国保税の減免取扱要綱について伺います。

国保制度には、失業や倒産、病気など、加入者の個別の事情に基づく所得減少などを理由とする保険料負担の軽減制度があります。当市でも減免取扱要綱をつくり、基準生活費、いわゆる生活保護費と同等のものでありますが、これに基づく減免策をとっておりますが、国分寺市では減免の対象を5項目にわたって具体的に記載しております。その中の1つに、「市長が納税義務者が特に生活が困窮していると認められる場合」という記載があります。

そこで伺います。

1、これまでこの制度を活用した方はどれだけいますか。2、国分市の例に倣い、減免の対象を拡充することができないでしょうか、答弁を求めます。

問い2、国保税の引き下げについて伺います。

茨城県が発行している平成25年度国民健康保険事業状況報告書によれば、当市の国保税は1人当たり9万5998円となっております。私は、前議会の一般質問で「国の2015年度からの保険者支援金約1700億円を活用して、国保税の引き下げができないか」とただしましたが、市民部長は「国の支援金の影響額は当市では4500万円の増額となる」と答えました。国保税が「高過ぎで払えない」という被保険者の声は圧倒的です。私は、この財政支援を自治体の一般財源から繰り入れ削減に使うのではなく、保険税の引き下げに結実させることが必要だと考えます。

京都市は、国からの支援金も活用して、2015年度から加入世帯9割が対象となる1人当たり年間平均2,532円の国保料引き下げを発表いたしました。当市でも財政支援金全額を活用すれば、単純に計算して1人当たり年間平均3,576円の国保税を引き下げることができます。さきの3月定例議会の時点では、部長は時期尚早との見解でしたが、引き下げは可能だと考えていますか、答弁を求めます。

5、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、八ッ場ダム建設や霞ヶ浦導水事業の無駄な水源開発にあります。これらの水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

問い1、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業における水源開発問題点について、当市の水道事業計画にかかわって伺います。

茨城県が2007年に改定した長期水需給計画、いわゆる水のマスタープランは、2020年は1人1日最大給水量を450リットルとしました。実態は、10年前から400リットルを下回っております。1日最大給水量も実際の1.4倍の計画です。給水人口は297万人と予測、ところが、2011年改定の県総合計画では、285万人と12万人下方修正をしました。2035年には245万から255万人に減少との予測をしております。したがって、県のマスタープランは過大な人口予測と給水量であることは明らかです。しかし、橋本知事は「マスタープランは見直さない」としております。

当時の水道事務所長は、前回の答弁で「当市の現状の水需要は県全体の水需要予測値との乖離は解消されていない」と述べ、「県に対して水道料金の値下げと契約水量などの変更を求める要望書をすべく努力してまいりたい」と前向きな回答をいたしました。

当市が県から受水するとしている実施協定、これは県との実施協定ですが、この実施協定は、県西広域用水から日量4,600立方メートル、いわゆる4,600トンで、県中央広域用水から受水する協定は6,700トンで、合計1万1300トンであります。現在は霞ヶ浦導水事業が進んでいないことから、不足分を地下水で賄っております。当市の水道事業計画ではどのようになっているのか伺います。

所長はまた、「水道事業を継続させていくためには水利権の確保が必要であり、そのためにも、県中央用水供給事業が霞ヶ浦導水事業により那珂川からの水利権を安定的に確保する必要があるとの立場」と同じ答弁を繰り返してしております。しかし、現存の地下水を活用していけば那珂川からの水、いわゆる表流水は不要ではないでしょうか、答弁を求めます。

問い2、水道料金の引き下げについて伺います。

当時の水道事務所長は、前回「平成26年度以降の新しい会計基準に照らし、今後10年間程度の経営見通しを持った上で検討を進めてまいりたい」と答弁しましたが、検討結果は出たのでしょうか。現段階について市長の答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○副議長（加固豊治君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、ごみ処理の広域化の問題点につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の同じく2番、土浦市長及び石岡市長の協議について、しかるべきときとはいつかのご質問にお答えいたします。

5月27日に新治広域事務組合正副管理者会議を開催をいたしまして、組合の今後の運営についてを議題といたしまして、現在の構成市におけます、ごみ処理の状況と中長期的な方向性につきまして情報交換を行ってまいりました。

新治地方広域事務組合に関する基本事項については、構成市であります、かすみがうら市、石岡市、土浦市3市で協定を締結しております。

今後の運営につきましては、平成31年度まで施設状況を踏まえながら、現組合を継続すること再度確認をし、ただし、各市の情勢、地域計画等の変化によりまして協定期間満了前に脱退等の必要が生じた場合は、構成市間で協議することとしてあることから、本市においては、今年度、霞台厚生施設組合に加入したことを報告をし、あわせて協定書にあります地域計画等の変化、霞台厚生施設組合におけます地域全体のごみ処理計画を策定予定であることをお話ししたものでございます。

続きまして、同3番、住民への周知・意見の集約について住民投票で建設の是非を問う考えはないかのご質問にお答えをいたします。

本年4月1日から霞台厚生施設組合内に建設計画課が設置をされまして、本市からも1名の職員を派遣をし、総勢6名の体制で、ごみ処理施設の建設に向けまして、現在、組合において事務が進められているところでございます。

住民投票につきましては、現時点では考えてございません。市民への情報提供につきましては、適宜対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目1番、学校給食への地元産野菜の活用と給食無料化につきましてとのご質問にお答えをいたします。

学校給食におきます野菜等の地場産物の活用につきましては、地域の食文化や生産過程の仕組み、地場産物に関する知識を習得する機会として、有効な施策であるというふうに認識をいたしております。

本市の学校給食の中には、地場産物の活用として、米については全てかすみ市産のコシヒカ

りを使用しております。そのほかの食材につきましては、各調理場でそれぞれ調達をしていることから、市全体で市内産物を統一して導入している状況ではありませんが、可能な限り県内産を含めまして、地場産物の活用を進めているところでございます。

今後とも、季節に応じた地場産物を活用したメニューの組み立てなど、地場産物の活用に努めてまいりたいと考えております。

また、学校給食費の無料化とのご提案に関しましては、以前にもご質問をいただいておりますが、学校給食の運営にかかわる費用は、学校給食法第11条によりまして、設置者と保護者の負担とするものが明記をされておまして、設置者は施設、設備、運営にかかわる費用等を負担をし、これ以外を保護者が負担するとされております。

本市におきましては、学校給食の無料化が子育て支援の手段の1つであると認識をいたしておりますが、財源の確保の観点などから、現在、学校給食無料化は困難であるというふうを考えております。

次に、同2番の総合的な子育て支援について、中学卒までの医療費完全無料化に向け、段階的な所得制限撤廃について問うについてお答えをいたします。

中学校卒業までの医療費の完全無料化につきましては、平成27年度第1回の定例会におきまして約3500万円の給付費の増加が予測できると答えをしております。約3500万の給付費増加ではありますが、本市においては経常収支比率を高め、財政構造の硬直化を招くため、財政健全化を進めている中で完全無料化は難しいというふうと考えております。

また、医療費完全無料化に向けまして段階的な所得制限の引き上げにつきましても、段階的に所得基準を見直すためには、システムの改修や市の単独によります給付費が増加するため、難しいと考えております。そのため、今年度、県政へ対する要望の中で、高校生世代までの医療費補助と所得制限を撤廃した県の医療福祉費制度に改正するよう要望をいたしております。

今後とも県補助実現に向けまして、継続して要望を続けてまいりたいと考えております。

次の同3番、就学援助制度については教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目1番、介護保険料の減免制度についてのご質問にお答えをいたします。

現在のところ、本市におきまして、独自に行っております介護保険料の減免制度はございません。

保険者が独自に行っている保険料の減免の実施状況につきましては、県内では水戸市のほか15市町村が実施している状況であります。

本市におきましても、近隣市町村の状況を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

介護保険法の一部改正に伴いまして、低所得者（介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者）の第1号保険料を、今年度4月から基準額に乗じる割合を0.5から0.45に軽減を図る措置といたしまして、今定例会に所得段階が第1段階に該当する方の保険料を年額3万2400円から2万9160円に軽減するとして、市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを提案をさせていただいているところでございます。

次に、同2番、介護認定の問題につきましては保健福祉部長からの答弁として、次に、4点目、国民健康保険につきましては市民部長から、次に、5点目1番、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水

事業の中止に係る本市の事業計画につきましては上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

次の同2番、水道料金の引き下げについて、検討結果は出たのか、現段階を問うについてお答えをいたします。

水道料金の値下げにつきましては、人口の減少や節水意識の高まり等によりまして、将来の水需要の伸びが期待できない状況ではありますが、市民の皆様の生活応援の1つとして実施を図っていきたいというふうに思っているところであります。

水道料金の値下げの時期につきましては、今後の経営健全化を踏まえた上で原案を作成し、関係機関と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目、広域ごみ処理場建設問題についての質問にお答えいたします。

かすみがうら市広報に掲載された「ごみ処理の広域化」について、その問題点とのことですが、ご案内のとおり、ごみ処理の広域化につきましては、これまで私ども所管の常任委員会、議会全員協議会にご報告させていただきながら進めてきたところでございます。

さきの3月に開催されました第1回定例会において、地方自治法287条の組合規約に含めるべき事項について、2月23日に構成市間において仮協定書を交わし議案を提出させていただき、ご承認を賜ったものでございます。

3月25日には茨城県知事の許可を得て、ことし4月から霞台厚生施設組合に加入し、ごみ処理施設の建設に向けて事務を進めているところでございます。さらに、新たな施設の建設場所予定地につきましては、霞台厚生施設組合敷地内を基本とした協定書を5月18日に締結したところでございます。

議員のご質問の広報紙掲載につきましては、これまで議会等におきまして、市民に対し十分に公開していくことが求められておりますことから、市民の皆様にご理解いただくため、お知らせ版を作成し、第1回定例会終了後の4月上旬に各戸配布するとともに、4月下旬には市広報紙において霞台厚生施設組合への加入について、これまでの状況、現在、広域化に関する記事を掲載し、市民にお知らせしたところでございます。

さらに、霞台厚生施設組合において作成された「ごみ処理広域化の取り組みについて」のお知らせ版を、組合管内の各市町区長会総会において、本市においては、去る5月27日に開催されました区長会総会において配布させていただいたところでございます。

第1番目の老朽化の判断基準についてでございますが、平成22年3月に策定された環境省による「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」によると、老朽化ということでは、まず廃棄物処理施設の現状において平成19年度末、全国でごみ焼却施設が1,285施設あり、16年以上経過した施設は全施設の5割、さらに21年以上経過した施設は約3割に及んでいる。これらの施設のほとんどが老朽化が進み、施設の更新ないし延命化措置が必要な段階を迎えていると推定されると記載されており、さらに、手引の性能水準の変化においても定期点検補修等において局部的な補

修、交換を行うことにより、稼働後、12、13年程度は経過が軽微である。しかし、経過年数がそれ以上進むに従って腐食、摩耗等の全体的進行、製造中止により部品の入手が困難になるなどして施設全体の性能水準が急速に低下し、15年度以上経過すると老朽化が顕著になり、操業条件の変化と相まって建てかえが課題として浮上するような事例が少なくないと記載されているところでございます。

次に、一般的な焼却施設の耐用年数25年程度の根拠についてでございますが、これもこの手引の廃棄物処理施設の供用年数において環境省が実施した一般廃棄物処理実態調査による、ごみ焼却施設では、供用年数がおおむね20年から25年程度で廃止を迎えている施設が多いことから、一般的な焼却施設の耐用年数は25年度としたものでございます。これらの国の手引に基づいて、管内施設を見た場合、平成32年に全ての施設がこれらの条件を満たすことになることから、そのタイミングに合わせて、ごみ処理の広域化を推進するため、霞台厚生施設組合に加入したものでございます。

第2番目の新たな建設する施設の発電機能についてでございますが、今年度、霞台厚生施設組合において施設の基本構想や新しいごみ処理広域化に係る地域計画を策定、国に交付金を申請していくこととなります。循環型社会形成推進交付金において、ごみ発電施設は補助メニューの1つであることから、今後、廃棄物の3R、リデュース・リユース・リサイクルと環境負荷の低減、施設の適正規模、建設費用等のバランスを含めて検討されていくものと考えております。

次に、ごみ処理経費の縮減について、現有施設との対比表を数値で示すべきではとのご質問でございますが、今回の広報掲載につきましては、これまで議会等におきまして、市民に対し十分に公開していくことが求められておりますことから、霞台厚生施設組合への加入について、これまでの状況、現在、広域化に関する記事を掲載し、市民にお知らせさせていただいたものでございます。

施設の建設費用、規模等につきましては、今後、霞台厚生施設組合にて新しい施設の基本構想や設計等を検討していく中で精査されていく予定でございます。また、物価の変動等により変更される場合もございます。市の事業推進に当たり、方向性をお知らせしたものでありますことから、数値としては掲載しておりません。

今後、組合において策定されます施設の基本構想や地域全体のごみ処理計画の中で費用対効果を検証していくこととなりますので、詳細が決まりましたらお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、今年度から、霞台厚生施設組合が中心となって新しいごみ処理施設の建設を進めてまいります。組合においては、新しい施設の概要をまとめていく上で、施設概要に対する周辺住民への説明が必要であると考えております。霞台厚生施設組合、市がともに情報を共有し、構成市町議会との協議はもちろん、広報紙等も活用しながらお知らせしてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは佐藤議員、2点目3番、就学援助制度の徹底した広報と拡充についてのご質問にお答えいたします。

就学援助制度については、経済的な理由によって、小学校、中学校に就学することが困難であると認められる児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施することを目的としております。この就学援助制度の周知につきましては、毎年5月ごろ、学校を通じまして案内チラシを保護者へ配布しており、その際は、市のホームページに掲載している認定基準となります収入の目安、いわゆる収入モデルでございますが、こちらを添付をし、制度を理解していただくよう努めているところです。

しかし、この周知文につきましては、現在は学校から児童を通し、保護者へ配布しているだけの状況でありますので、今後は保護者の皆さんへ直接説明を行うことで制度をより理解していただけますように、特に新入学の児童の保護者の皆さんへは、入学説明会などを活用し、事前の制度の周知に努めていくように改善をしていきたいというふうに考えております。

また、この就学援助制度につきましては、ご指摘のように新入学児童生徒の学用品費として、ですから、新たに入学する方が通常必要とする学用品等の購入に要する経費を支給するという事になっておりますが、支給については佐藤議員ご指摘のとおり、入学後、通常の就学援助費と同時期に行われている状況でございます。全国的には新入学児童への入学準備貸付制度等に取り組む自治体もあるようでございますので、今後は他自治体の状況を精査し、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員の3点目2番、介護認定の問題についてを問うのご質問にお答えをいたします。

介護認定につきましては、県が行う認定調査員研修の受講認定者による基礎調査と主治医意見書を踏まえ、保険・医療・福祉の各分野の専門家により構成する介護認定審査会において、公平かつ厳正に介護の必要性や介護度を審査、判定し、その結果をもとに保険者である市が決定をしているものであります。

また、介護度の変化につきましては、平成26年9月から平成27年2月までの6カ月間のデータではございますが、更新または区分の変更を行ったもので、審査件数が697件でございます。その内訳としまして、軽度化した方が116件、全体の16.6%、また重度化した方が247件で35.4%、また、変化のなかった方につきましては334件で47.9%というような状況でございました。

以上、答弁いたします。よろしく申し上げます。

○副議長（加固豊治君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

佐藤議員のご質問4点目1番、国民健康保険について、国保税の減免取扱要綱について、基準生活費に基づく減免策を問うについてお答えいたします。

平成25年8月1日より施行しております、国民健康保険税減免取扱要綱において、失業や休業、また疾病等によって所得が著しく減少した場合等には、保険税の減免規定を定めております。

ご質問のこの要綱により減免申請をされた方はまだおりません。また、当市と国分寺市では要綱と規則の違いはありますが、震災や風水害、失業などにより収入が著しく減少した方、ほかに特別な理由があると市長が認めた場合という規定などもほぼ同じような内容となっております。

しかし、制度の周知については、まだ十分に尽くされているとは言えない部分もありますので、今後とも市ホームページや広報紙などにおいて広く周知してまいりたいと思っております。

4点目2番、国民健康保険について、国保税の引き下げについて問うについてお答えいたします。

国の保険者支援金を活用した保険税の引き下げについては、4月の被保険者をもとにシミュレーションをしますと、平成26年度は約3000万円であった支援金が、平成27年度は約7500万円で、4500万円の増額となります。ここから市の持ち出し金約1900万円を差し引いて被保険者数1万2807名で割り出しますと、1人当たり約2,000円の影響額、こちらは減額できる額となります。しかし、平成27年度当初予算における保険給付費の伸びは1人当たり3,800円となりますので、一般会計から赤字分を繰り入れている状況には変わりありませんので、保険税を現段階で下げる方向での見直しは難しいと考えております。

平成30年度から予定されている国保の広域化の中で、国保税賦課方式や標準保険料率が早期に決定するようであれば、その時点で保険税についての検討をしてみたいと考えております。どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

5点目1番、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業の中止について、本市の水道事業計画にかかわって問うについてお答えいたします。

初めに、本市の水道事業計画にかかわってのご質問に関しましてお答えいたします。

昨年度、本市水道事業の水道ビジョンと水道事業計画を作成するに当たり、平成40年度をめどとする人口と水需要予測値を推計いたしました。

その予測の中で、人口につきましては、現在の人口4万3000人から4万人に減少すると推計しております。人口推計に当たりましては、水道事業独自の推計値となっております。

水需要につきましては、平成25年度における1人1日最大給水量318リットルが平成40年度には355リットルになると推計しておりますが、合併しました平成17年度は365リットルでありましたので、水需要の伸びは期待できないものとなっております。今年度、これらをもとに水道ビジョンを作成し、公表するとともに、来年度中に今後15年程度の水道事業計画を作成することとしております。

次に、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業の中止についてお答えいたします。

八ッ場ダム建設につきましては、本年10月にダムの本体工事に着手する見通しであるとされており、八ッ場ダム建設により県西用水供給事業において水利権の確保が図られることから、水需要要望調査が行われましたが、本市といたしましては、将来の水需要の増加が見込めないことから、慎重に対処していきたいと考えております。

霞ヶ浦導水事業につきましては、今年度完成とされておりましたが、国土交通省において事業再開が検討されている状況でありまして、工事再開から完成までに7年かかるとされているところでございます。完成までは現状の地下水の取水許可が継続されますので、水需要の動向を注視しながら地下水の有効利用に努めてまいりたいと考えております。

いずれの事業におきましても、完成後は管理費と減価償却費が用水供給事業からの水道料金に転嫁されることとなりますので、動向を注視していきたいと考えております。

事業認可におきましては、地下水と県水により1万7600立方の1日最大配水量を賄うとされており、地下水採取が規制されていることから、県とは1万1300立方の協定を行っております。地下水活用を優先し、県には将来の水需要の減少傾向に見合った水量を要望していきたいと考えております。

安全で安心な水を安定的に供給するため、県中央用水供給事業につきましては、霞ヶ浦導水事業により那珂川からの水利権を安定的に確保する必要があるとの立場でございます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、今のまず、広域ごみの問題なんです、霞台厚生施設組合に加入という広報が出ていたと、老朽化する管内3焼却施設となっていて、新治広域が20年近い、霞台が21年になろうとしている。茨城美野里は30年ぐらいになろうとしているわけでしょう。ばらばらなんですよ。だから、老朽化、老朽化と言っても、今、新治広域、私たちのほうは新治広域事務組合の環境クリーンセンターで使っているわけですよ。それがあたかも老朽化して、もうパンク状態みたいな表現が問題だということなんですよ。

今おっしゃいましたように、これは環境省の2010年の3月の廃棄物処理施設の長寿命化計画、この手引を引用してお話ししたと思うんですね。ここに、ごみの焼却炉の耐用年数は一般的に20年とされてきたがと、建物は50年程度の耐用年数を備えており、また、各種の設備機器については20年程度を経過しても、なお受変電施設、発電施設を初めとして高い健全度を保っている設備、器具等、部分的な補修で完全度を回復することが可能なものが多い。廃棄物処理施設内の設備、機器の維持管理を適切に行った上で、対周年数の比較的短い重要施設を適切な時期に更新するなどの対策を行うことによって、廃棄物処理施設全体の耐用年数の延長を図ることは、逼迫する地方自治体の財政に対して効果的であると同時に、資源エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも強く望まれると、こういうふうに長寿命化計画について述べているんですね。

今お話ししたように、あくまでもこれまでの施設、新しいものも古いものも含めて、これまでは廃止時の供用年数、いわゆる供用年数ですから、ここを見ますと、平成11年から19年の実績、これから作成したようでございますが、これから見ると、24年から25年がかなり交換をしている、

取りかえている時期が多いですけれども、これ30年から、もう36年というところもあるわけですね。ですから、いかに維持管理をやるか、これが現場の人たちのノウハウ、これだと思いうんですね。だから、老朽化、老朽化というふうにも余りにも強調し過ぎだということなんです。

あと、それから、今、何で老朽化を言ったのかといたら、平成32年に施設を取りかえるから、それから言うと、もう全て老朽化だというふうな言い方で言っていますが、もう既に茨城美野里の焼却炉、ごみ施設はもう30年近くたっているわけでしょう。それからいくと35年になるわけですよ。そういう意味では3つ一緒に無理やりくくってやるというのは、いかがなものかということですが、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

老朽化の議論といいますか、それもあろうと思いますけれども、長寿命化については、この手引の中においてはやはり長寿命化については、まずは10年から15年たちましたらば長寿命化ということで、ある程度の投資をして、でき上がったものは約15年もつということで、全体の施設の総寿命は30年ということになろうかと思えます。これは、あくまでも全てではないと思えますけれども、この手引の中では10年から15年で長寿命化をやって15年延びるということで、一つの長寿命化の規定がございます。また、新設におきましては、やはり先ほど申し上げましたように、いろいろな施設を統計的に見ますと、20年から25年で建てかえがあるということで、25の寿命ということになっています。比べますと、長寿命化して30年または新設して25年というようなことになろうかと思えます。

そういう中で、この手引の中を見ますと、やはり施設のこともありますけれども、財政負担、そういうものの緊迫した状況の中でというような表現もございます。そういう中で、当市におきましては新治広域が単独でなるという予想がありますので、そういう中で新治広域を単独で長寿命化するか、または新たに新設するか、または広域で対応するかというような選択があったわけで、その中で財政的に一番有利である広域のほうを選択したということでございます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、今、質問には答えてないんだよ。また、しゃべられると長々なっちゃうんで結構ですが、実際に長寿命化を検討するということもしていないんですよ。単独というやり方だって、新治広域事務組合では全く提起していないんですよ。これはもう第1回の定例会の議案審査特別委員会、ここで徹底的に明らかにしたでしょう。もう2回の定例会があったんですよ、新治広域事務組合で、ここで坪井管理者にただしているんですよ。全くまともに答えてないんですよ。単独の話なんかは協議もしていないわけでしょう。ましてや新たな事務組合という問題についても、正確には話していないんですよ。ですから、今、取ってつけたように言うこと自体が問題だということなんです。

それから、ごみの長寿命化のことについてなんですけど、非常に土浦がいい取り組みをやっている

るんですね。今、実際には土浦のほうで土浦の長寿命化計画について、ちょっと聞きに行ったんですよ。今ホームページを見ますと、ごみの分別を生ごみを別にして、それから、プラスチックも別にする。容器包装プラスチック、そして紙ごみと、燃えるごみという形で分別するようになったんですね。動画まで配信してありまして、その動画をクリックすると、どういうふうになるかというのわかるようになっていっているんですよ。その結果、非常にごみの量が減ったという報告がありました。

実際には、あの土浦市の家庭から出るごみの内訳であります、かなり可燃ごみが75%以上占めていたんですが、そのうちの可燃ごみの割合、生ごみは4分の1だそうであります。それを生ごみのほうを分別収集することによって、特に生ごみの分別の収集の概要としては、いわゆる家庭の食べ物のかすですね、厨芥類、これをリサイクルをするということで、この計画を平成22年3月に土浦市バイオマスタウン構想というものを策定して、23年6月から試行する、試しにやっというということで、平成24年から26年にかけて、この生ごみの分別、プラスチック分別、資源化の取り組みをやっております。そして、モデル地区を区長さんから手を挙げてもらって、そのモデル地区をどんどんふやして行って、最終的に平成26年4月にはモデル地区が24町内となったそうです。これで1割半ぐらいの地域が、この実践をしていただきまして、ことしの27年4月から実施したということなんですよ。

そうしましたら、この燃やせるごみが明らかに減ったと。これまで2014年4月、去年の4月ですね、これがことしの4月には生ごみがもちろん4分の1でしたから、4分の1が減ると同時に、逆に容器包装プラスチックも別にしましたんで、それも減ったと。そして、結果的にこれが何と自然にごみが減ったそうです。つまり細かく分ける、そういう習慣をつけていくと、ごみの資源化、分別化、これによって住民の意識が変わってくる。これが協働だと私は思うんですね。

何しろ今、大きくすればメリットある、メリットあると言ったけれども、全然大きくしなくたって、具体的にこういう分別、そして生ごみを資源化する、堆肥化する、バイオマスタウンみたいな形でやっていけば、かなり改善されてごみが資源化されて、減量化される。これこそがごみの問題の本質だと私は思うんですね。

土浦市につきまして、いろいろ説明を受けまして、こういう生ごみの回収袋まで参考にいただきました。それと今、私が説明したのは、パワーポイントで住民に知らせるための資料です。その市の職員は出前講座で各地域に出て行って説明をして、丁寧に実践をしながら地域の人たちと、このごみの減量化に取り組んでいるということなんですよ。だから、焼却ありきじゃないんですよ。いかに減量するかということで、すばらしいパンフレットも出しております。

それから、じゃ、どこでバイオプラントやっているのかというふうに聞きましたら、神立の日立セメント株式会社、この神立資源リサイクルセンターというところでやっていることがわかりました。実際に、この食品の廃棄物を肥料にする。そしてまた、その中からメタンガスを取り出して、またその分を燃料化するという取り組みを平成22年に着工して、24年3月にこれを実現したと。これは土浦市が音頭を取って、この民間の日立セメントと協力して国のこの助成金をもらって、このエコプラント、いわゆるバイオプラントをつくったということなんですよ。ですから、まだまだ余裕があるそうでございます。

このように生ごみをいかに肥料にするか、資源化を図るか、堆肥化するか、こういうことがや

はり大事だというふうに思うんですね。この点については、市長どうですか、ご存じでしたか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

詳細には私も存じでおりませんが、そういった取り組みをしていることにつきましては聞き及んでおりました。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。約10分間の休憩といたします。

休 憩 午後 3時21分

再 開 午後 3時31分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いろいろ言いたいことがあるんですけども、時間のほうの関係がありますので、少々省きますが、市長が石岡市長と土浦市長と話し合ったというふうに述べておりますが、5月27日と言ったっけ、そのときにどういう話をしたのかというのが、ちょっと書き取れなかったんですが、いずれにしても私は第1回の定例会の議案審査委員会で、市長が「新治広域を構成しておる各市において、土浦市が新治地区と含めて人口が約15万規模になることから、単独での長寿命化を実施する方向で決定をしております」と言ったんだね。それから、「石岡も新たに霞台組合に一本化する方向であることを確認させていただきました」というふうに言ったんです。3月12日と13日に、個別に協議したということですが、こういう話もされたんですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には31年の協定書に基づく情報交換ということでやらせていただきました。そういう中で、私どもも霞台の話もさせていただきました。基本的にはそういったことでございます。

それから、霞台が稼働する年も32年ということじゃなくて、早くても34年というようなことでございますので、そういった前後のことにつきましては再度協議をしてというようなことで、そういう話をさせていただきました。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えてないんだよね。新治は独自にやるよと、長寿命化をやっていますよというふうに、そういうことを確認したんですかということなんです。では、霞台で石岡は一本化するということを確認したんですかという質問ですよ。だから、そういうところで、その分は会議録ありますか。個別で協議したみたいですが、会議録なんかはありますか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

以前、個別にやったときはございません。今回の管理者会議につきましては会議録はございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、今度はその会議録については資料請求したいと思います。

いずれにしても、そういう話があったかどうかは問題なんです、いずれにしても、この問題については十分な協議がされていないで、次のステップに移るのが問題だ。だから、行政のダブルスタンダード、二重構造、ダブルスタンダードだというふうに私は指摘したわけですよ。一定の方向性、31年協定以後のことについてははっきりとした方向性を出した。その上であればいいというんですよ。方向性を全く出さないまま突っ走っているというところに問題があるんです。

それから、ということは、新治地方広域事務組合は解散するとか、現有施設であるクリーンセンターは閉鎖するとか、そういう話もしてないということですね。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的にはそういった話も出ております。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、それも会議録にあるということですね。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

会議録には基本的に、先ほどお話ししましたように、31年までは協定書に基づいて継続して、その後については再度管理者会議を開いて協議をすると、そのようなことに基本的になっていると思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

だから、方向性が出てないと言うんですよ。会議録に載らないで、方向性を出したと言えないでしょう。だから、問題なんですよ。

あと、住民投票の問題なんです、現時点では考えておりませんということですから、事情によっては考えるということですね。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的にはそういった方法については考えてございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

何か質問にちゃんと答えないから困るんだけど、現時点においては考えておりませんというから、状況によっては考えるということなんじゃないかなというふうに質問したんですよ。

つくば市では、総額305億円の総合運動公園ね、このときも十分な情報を提供していないと、もう住民投票条例の請求があって、1万何千人の署名が集まって、それで議会のほうも大きく動いたという時点になって、アンケートを今からやりますとか、そんなことを言っていたんですよ。それで、それはおかしいじゃないかと、もっと住民に知らせていかなきゃいけないというふうに住民団体が批判したわけですよ。ですから、住民による住民投票条例制定の請求があれば、これは市長はその場合は考えるというふうに受け取ってよろしいですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その件につきましては、現段階では私は考えてございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

住民投票条例制定のその請求あっても、それは全く意に介さないと、その声は無視するというふうに言っているんですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

法に基づいて進めてまいりたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、なかなか話がかみ合わなくなりますが、いずれにしても、今、霞台の厚生施設組合では、ごみ処理広域化のスケジュール概要を組合議会に提出しているんですね。これ全市民への広報については6月に、そして、アンケート実施や講演会などは7月に予定していると、こういうことについても住民、議会、知らせる予定ですか。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時41分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

要請があれば公開をしてみたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

徹底した情報を提供しなきゃだめなんですよ。こういう今回もう私も驚いたのは、もう10年ぐらい前から、こういう広域のごみ処理について協議していたわけでしょう。途中で、その問題について宮嶋前市長が単独も視野に入れろと、土浦との協議もしなさいというふうにしたけれども、どういうわけか職員は動かなかった。それも議会のほうには何も連絡しなかった。だから、突然ぽつと出てきたんですよね。これは岡崎議員が6月に質問して初めてわかったんですね。だから、そういう水面下で行政を進めて、事務を進めて、突然出すということは住民無視だというふうに言わざるを得ないんですよ。徹底した情報公開と住民にこれを知らせていく、こういうことによって住民の判断を仰ぐということが求められているんですよ。だって、この地域計画だって10月には交付金の申請ってなっているんですよ。交付金の申請というのは何ですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

交付金の申請というのは、循環型社会形成推進交付金ということで建設のための申請ということでございます。ただ、組合の事業でございますので、推測で答弁もできませんので、一応そういうことだと思いますけれども、答弁は控えさせていただきます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

答弁控えなくたっていいんですよ。もう議案審査特別委員会で、田崎課長はこれを地域計画で循環型社会形成交付金の話をしているんだから、答弁控えなくたっていいんですよ、もう言っているんだから。それと同時に、交付金の問題のほかに、有利な財源というのを言っていますね。その有利な財源というのは合併特例債のことを意味しているんですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

財源的にはその交付金ともう一つ、有利な起債ということがございます。起債については、財政担当のほうからご説明いただければと思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長、木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

建設事業費が定まる、幾らぐらいの事業費というものが確定できませんので、先ほど議員がおっしゃったような有利な財源の確保という点には、考えは変わりはありません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

もう石岡の市議会では、この合併特例債の話が出ているの。ですから、私は本当に石岡斎場の新築、あれと同じ構造だなと思ったです。石岡を軸にしてね、何でこんなときに合併特例債使うのかなと思うような中身でしょう。そういうふうにして合併特例債を使う。

それから、この循環型社会形成交付金というのは、この条件というのは発電機能を有するということが1つ前提になっているんじゃないですか、どうですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

交付金のメインとしては、エネルギー回収型というものだとございます。その中でエネルギー回収の率によって交付率は違うと思えますけれども、基本的には発電が軸になっていると思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

発電をするという、こういうことも議案審査特別委員会に出ているんですね。「余熱理由の蒸気タービン発電により電気料等におけるランニングコストの削減が図られることによるものでございます」というふうに、これ田崎課長が述べているんですよ。そして、この発電施設、これは施設を設けて、その20%以上の場合はこの2分の1の補助金があるんだというようなことも言っていますが、このCO₂の削減と発電機能、この分でこの循環型社会形成交付金を申請しようと今、考えているというふうに理解してよろしいんですね。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ごみ処理場の建設に対しましての交付金といいますのは、その循環型社会形成交付金ということでございますので、この交付金についてはこの交付金を使用すると思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あのね、私が言ったのは交付金というのはわかったんですよ。発電機能でやると2分の1の交付金という、そういう条件があるように言っているわけですよ。ですから、その分を確認したん

です。答弁は、恐らくわからないから答弁できないんじゃないかと思いますが、それで、ひたちなか・東海クリーンセンターは行ったことございますか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

私は視察したときはございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、やはり研究が足りないというか、実際にこのひたちなか・東海を例に出して建設費を逆算して、1トン当たり6000万円というふうに積算したんですよ。根拠にしたんですよ。ここは、蒸気タービン発電なんです。発電能力、最大で4,600キロワット、およそ1万1000世帯分の消費量に相当というふうに書いているんです。これで何か、ごみをどんどん燃やしていこうということにつながっちゃうんですね。

これまで生ごみを処理をする、分別する、プラスチックも別にする、紙についても本来であればいろいろなコピー用紙なんかも再利用できるわけですね。ごみはどんどん少なくなるんです。人口も少なくなるんです。ところが、今度はこれでごみが足りなくなる。このひたちなかの方が、やはり生ごみを何とかしたいなと思って、このクリーンセンターに視察に行ったそうです。そうしましたら、ここの職員が、何と「ごみをもっとあればいいんですけどもね」って、本音をぼろっとしゃべっちゃった。そのことが当局あたりに伝わって、そんなこと言っちゃあだめだよと、こういうふうに箝口令がしかれた。実に、この発電装置そのものが、どんどん燃やせばダイオキシン出るんですよ。あなた、特別審査委員会でダイオキシンがどうのこうのと言ったでしょう。燃やさないことがダイオキシンを抑えることになるんですよ。ですから、こういうものそのものが、実際には高効率ごみ発電の推進は、逆に資源化、減量化に反するというふうになるんですよ。

何でこんなことが行われたのかと言いますと、廃棄物のメーカーの要望があったんです。これは建設焼却炉の問題で、2008年3月に廃棄物処理施設のメーカーが廃棄物発電システムの導入促進に関する提言というのを出したんです。新エネルギー財団新エネルギー産業会議廃棄物発電委員会というんですね。ここで、ごみの収集広域化推進による高効率廃棄物発電施設の転換を求めたそうです。ここでこの交付金を2分の1にする、こういうふうになったんです。

皆さんこれは、財界は後は野となれ山となれ、地球温暖化はどうでもいいと、こんなことになっちゃうと困るんじゃないですか。実際に、安倍さんだって京都議定書からぐっと後退したんですよ。あの地球温暖化の問題では、目標を高くしたというけれども、京都議定書から比べたら後退しているんですよ。ですから、いろいろな批判が出ているんですね。こういう問題も含めて、やはりこの高効率ごみ発電の施設、これは3Rに矛盾していると、いわゆるリユース、リデュース、リサイクルという3Rに矛盾していると思いますが、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

リサイクルの定義につきましては、燃やしてエネルギーを回収するというのも1つリサイクルというようなメニューの1つのごようでございます。また……

[発言する者あり]

○環境経済部長（根本一良君）

そういうことになっています。あと、その中で今回のこの交付金を使うということで、いろいろな今、ご指摘がございましたけれども、国における循環型社会形成推進基本法においては、3条において読んでみますと、最終的にはこのごみの減量と発電というのは相反するような感覚でありますけれども、この基本法においては相乗効果を持って減量も進むし、発電もできるし、また通常の火力発電ではなく、ごみを燃した発電ということでCO₂の削減にもつながるといような形で3条の文面はそのように解釈されると思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

市長はどう考えますか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

分別をして資源化できる方向のどういふか知らないけれども、ただ、焼却する中で、やはり焼却するわけでありますから、それをエネルギーとして変換することは決して矛盾もしないし、悪いことではないと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

[「すみません。暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 3時57分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうふうに燃やしても熱回収していけばエネルギー化するからいいんだなんていう、こんなとんちんかんな話をしたらだめですよ。燃やさないようにするというのが資源化だし、原料化なんですよ。ですから、いろいろな例があるんですよ、3Rが基本ですから。

ここの今、言った廃棄物処理施設整備計画、これでも何と言っているか。この整備計画は一方で、廃棄物処理施設の広域化、大規模化エネルギー回収推進も掲げているんですが、国の環境省

の方針は、実際には高効率ごみ発電を、これは逆に、できる限りごみの発電の対象は分別、資源化の後の限定的なもの、カロリーの低い廃棄物、こういうふうに言っているんです。

ですから、石油製品を燃やすということは非常に環境によろしくないんです。だから、矛盾しているんですよ。だから、実態からも無理のある一般廃棄物の発電だと、これを推進することは、まさに地球温暖化をますます大きくするということになると思います。こういうものはやめていただきたいというふうに思います。

今、住民や事業者の協力を得ながらごみを減らすこと、これを第一に考えてシンプルなごみ焼却施設、これを長寿命化とかいう、こういう形で長持ちをさせる、こういうことが必要だと私は思うんですね。

補助率をかき上げする。今、発電すれば交付金がもらえる。また、合併特例債で利用できる有利な地方債だというふうに言っていたら、もう国の借金だって大変なときに、またまたこの財政を圧迫するような方向になってくるということは明らかじゃないですか。こんな税金の無駄遣いは許せないというのが私の立場です。

今やはり問われているのは、ごみの処理の基本というのは、いかに分別して有害なものを取り除いて焼却施設に無駄な負荷をかけないようにするかということなんですね。やはりこういうことも考えていかなければまずいんじゃないかなというふうに私は思います。

今、改めて住民の命と暮らしを守る、こういう点ではその借金を自治体が背負い込んでいるようなやり方、これはやめて住民と自治体が力を合わせてごみ問題を解決していく。その基本は3R、ごみを出さない。ごみにならないように再利用する。資源化によって資源を有効に活用する。こういうものに立ち返って行動することです。そして、企業のその責任を明確にした拡大生産者責任、この法制化を実現させていく、これが大事だと。今、一人一人の住民がごみ問題の関心を高めて、どのようなまちをつくっていくのかという、こういう機会に私はしたいと。そして、その住民が今、土浦がスタートしているように、住民それぞれが分別をして、ごみに対する意識を、ごみじゃなくて資源だというふうに市民の意識も変えていく。このことで、ごみ問題の解決の方向性が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

いろいろ言いたいことがあるんで、あと30分しかありませんので、ごみ問題はこれで終わりますが、いずれにしても、そのストーカー式の蒸気タービンの発電などというものとか、灰溶融炉ですか、こういうものも考えているというふうに思いますが、このスケジュールについても十分に住民に知らせていくことが必要だと思います。ここには、問題があるのは、やはり組合議会は定例会が2回しかないんですよ、10月と2月。だから、十分に審議ができないんです。私も新治広域事務組合で定例会2回でしょう。1回質問して2回目で終わりですよ。坪井市長も私が1回質問して、2回目質問すると、同じような質問したら、同じような答えをして、そうすると終わりなんです。十分な協議ができない。こういう組合であったら、やはり住民にどんどん情報が行き届かなくなる。こういうものをやはり皆さんに提示をしていく、このことが求められていると思います。

それでは、次にいきます。

もう一つだけ、ごめんなさい。もう一つ言うのを忘れていた。入札の結果を言うのを忘れたんですが、前に新治広域事務組合の入札結果についてお話ししましたね。予定価格が68億に対して

67億4650万だったと。落札率が99.2%だったと。日立造船だと、受注者がね。霞台、これも受注者は、請負業者は日立造船だというふうに言いましたね。そのときに、どのぐらいの落札率かなというふうに私、調べたら、予定価格が46億7800万円に対して、落札価格が45億4700万、97.2%。談合している常習犯が、ここには必ずいるんですね。こういうふうに結果的に新治広域も官製談合だったわけでしょう。これは明らかですよ。当時の町長が、あの鈴木元町長でございましたから、これはもう私は供述調書も見てますから、はっきりしているわけです。官製談合だったんですよ。ですから、こういう問題がやはり入札でもあるということですから、注意をしていかなきゃいけないというふうに、まとめたいと思います。

じゃ、次にいきます。

学校給食の問題なんです、何でこういうふうに同じようなことを言うのかなというふうに思うんですよ。学校給食の問題で、保護者が負担されておりますというふうに言ったでしょう。でも、文部省は、当時の文科省ですね、昭和29年9月28日に、そうじゃないよと、そういうふうな通知を出しているというふうに私、言っているでしょう。自治体などが学校給食へ助成を行うことは可能とする通知を出しているんです。この通知は、学校給食法並びに同法施行令等の施行についてという、昭和29年9月28日にちゃんと出しているんですよ。このことは前にも話しているんですよ。ですから、学校給食を無料化しているところだって、どんどん出ているんですよ。負担が当たり前だみたいな、その第11条を後生大事に言って、後退するような発言はやめてほしい。いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまの学校給食のいわゆる公費で負担をされてはどうかと、いわゆる助成をしてはどうかというようなお尋ねかと思えます。

[佐藤議員「違うよ」と呼ぶ]

○教育部長（飯田泰寛君）

現行法上、助成は可能ではあると思いますが、そのための市のいわゆる一般財源、そういったものの確保等々ございますので、現行上は保護者の皆様のご負担をいただいて運営をしているという、そういう状況でございます。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

だから、可能なんだから、このことだけで打ち切ってしゃべっちゃだめなんだよ。財源的な問題でできませんと言えいいんだよ。これを11条に、もうこれがあるから負担が当然だというふうに言うから、私は批判しているんです。財源がない、財源がない、そして一方で無駄遣い。今、言ったでしょう、ごみ問題で。税金の無駄遣いだよ。地方債だって、これは単独地方債ですよ。先食いですよ。だから、財源がないんじゃないくてやる気がないんです。財源じゃない、福祉の心がないというふうに思います。

それから、就学援助の問題ですが、私ね、驚きましたよ。前回にもこの問題について質問をしたでしょう。何回も質問しているんですよ。ところが、改善していない。どういう改善していないかわかりますよね。つまり入学式のときに、保護者に説明もしてない。文書も渡してない。5月になって初めて、児童生徒に文書を渡して、わかりますか。そして、その対象となる所得の基準も示してないんですよ、ホームページ見ろというんですか。これでは受給率が、適用率が低いのは当たり前ですが、今、当市のこの就学援助の適用率は何%ですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

適用率のお尋ねでございます。

小学校、中学校と合計しまして、これは26年度の数字でございますが、4.3%という数値でございます。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

全国的にどのくらいあると思いますか、全国的に。近隣はどうですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

たしか前回の一般質問でもご指摘がございました。15.3%です。佐藤議員さんは16%、たしか15.数%というふうにおっしゃっていたかと思います。これは全国の22年版でございます。ちなみに、茨城県はその段階で6.9%という内容でございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、茨城県平均は低い、これはやはり周知徹底していないんですよ。全国平均は16%、今、子どもの貧困化が顕著だというふうに言われていて、6人に1人が子どもの貧困だというふうに言われているじゃないですか。だから、5%にもなっていない。私の2012年の調査では5%だったんですよ、かすみがうらは5.3%だったんですよ。これが下がっているじゃないですか。やる気がないというのは、またここで示されたと思うんです。ですから、もっと真剣になって取り組むように。特に先生に理解が少ないんじゃないかと思います。

教育長、こういうものについてはきちっと学校の先生に周知徹底していくようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの佐藤議員の提案につきまして、校長会を通しまして一応説明はして、伝達しておき

たいと思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、国保の問題については、国保の広域化を期待するとか、あとは中学生の医療費については県にお任せ、独自には3500万も出し惜しみ、所得制限はそのまま、実際には17%ぐらいの人が所得制限からひっかかって医療費無料化に恩恵されていないんでしょう。そういう人たちを放っておいても平気なんですかね。市長どうですか。中学校までの医療費の無料化です。16%近い人が対象外になっているんです。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

サービスは高ければいいという考え方はあるわけでありませけれども、この辺につきましては、やはり財政との関係、それから、国・県の支援との関係、そういった中で検討しながら進めたいというふうに私は思っています。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あとは県におすがりするだけ。県もどんどん借金で火の車で、スカイマークだっけ、あそこに物すごいお金を投入しましたよね。そういうのにはお金投入するんです。ところが、県民の暮らしのほうにはお金を投入しない。

介護保険の問題に移ります。

質問に私は簡単に答えてほしいなと思ったんですよ。だってね、私が言った質問は、もうお渡ししたように、16年間も要介護5だったんだよと。ところが、突然4にされたと。区分変更手続きをやったら、今度5に戻っちゃった。それも理由もない。何だこれほど。これに対してどう答えるのかと、こういうふうに言ったんですよ。一言も答えてないじゃないですか、どうなんですか。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お尋ねの件に関しましては、議員さんおっしゃるとおりの内容でございますが、この認定におきましては、先ほど申しあげました最終的には認定審査会、そこを経ましたものを尊重しまして認定をしているところでございますが、その中でも一部、前の状態と状況が変わっている方もおられるというようなことがありますので、そういうような方を対象としまして、定期的な判定を行っているところでございます。

今回は、その中での判定で前の判定基準よりも下がった基準に判定されたというようなことでございますが、先ほど1回目のほうでお答えさせていただきましたが、認定の調査につきましては、概況の調査、基本調査……

[佐藤議員「資格」と呼ぶ]

○保健福祉部長（金田克彦君）

3つで構成されています調査をもとに行っているものでございます。

[佐藤議員「わかりました」と呼ぶ]

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

長々説明されると、もったいないんです、時間が。これは事実を確認しなきゃいけないんですよ、どういう状態だったのか、認定が実際に。私、事実を確認したんですよ。1回目は当事者ね、その介護の、介護を受ける人のね。そして、その家族1人、息子さん。そして、認定調査員の3人だったんですよ。認定調査員は、ただチェックリストをチェックしただけだよ。それだけだったの。それで4になっちゃったんだ。今度は、それが頭にきたからね、これは不服だというふうに言ったら、社協のほうで「じゃ、区分変更にしますから、まあまあ」というふうになったんですよ。それで区分変更になったときに、じゃ、区分変更のときの審査はどういう状況だったと思いますか。当事者と、今、言ったね、家族、息子さんと、それから、調査員、この調査員は前の調査員じゃないんですよ、今度は。違う調査員、それにほかに社協のケアマネの方、それから、このプルミエールに入っている方だったんで、その施設の担当者、合計5人ですよ。5人がかかわったんです。それで、介護度5になったんです。

泣き寝入りしている人がいるんですよ。要介護1だった人が要支援になる。要支援になったら、今度は介護制度から外されるんですよ。同じような方も私、報告したでしょう。宍倉にお住まいの方で、同じように奥様が介護度5だったのが4になった。その話をしたときに、「私、時間がないから、行けないから、よく聞いてみてください」というふうに言いましたが、行きましたか、行きませんでしたか、イエスかノーかだけでいいです。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

行ってございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、こちらでいろいろアドバイスしてお願いしても動かない。結果的に、公平で、かつ厳正な判定だと言えますかということなんですよ。今のお話で公正で厳正な判定をしたと思いますか。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

先ほどから話してありますが、認定の通知を最終的にさしあげるまでの流れにつきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますので、その結果を尊重しているところでございます。

また、一般的にこの介護度というものは病気の重度化とは必ずしも一致をしないというようなことで、介護に要する時間、これでその介護度のほうを認定してございますので、よろしく願いしたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、今、実態を話したでしょう。その実態を話した結果として、どういうふうな、厳正ではなかったんじゃないですかというふうに私、言ったんですよ。

それから、水道の問題がちょっと時間がないんですが、ちょっと待ってくださいね、ちょっと休憩。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時20分

再 開 午後 4時20分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、市長、いつまで待たされるんですか。9月の定例議会には一定の方向性は出ますか。水道料金の値下げです。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお答えしましたとおり、決算の状況を見て実施はするつもりでございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

決算の状況を見るということは、決算の結果ですから、9月の議会では、そのときに出るから、そうすると、12月の議会には提案ができるというふうに理解してよろしいんですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

時期までは明言できませんけれども、状況を見て、判断をさせていただきます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、水道の問題で今、当市の水道のビジョンというか、市の水道事業にかかわってお話

ししていただきましたが、その茨城県の人口について、これ見るように、2010年が約296万人なんです。これが297万人という形で水のマスタープランをつくっているんですよ。ところが、当市は今、人口が4万3000人から4万人に減少するというふうに言いましたよね。私ね、何回もこのことは質問しているんですが、当市が事業認可したときの人口予測、実施協定結んだときと言ってもいいと思うんですね。旧出島村が6,700立方メートル、1日最大量、当時の千代田町が、千代田町だか千代田村だかわかんないんですが4,600、合計で1万1300トンですね。こういう状況だったと思うんですが、このときの人口はどのくらいの人口でしたか。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

旧出島村は、平成5年に水道事業の変更認可を行っております。人口予測は2万7000人です。それと、旧千代田町は、平成元年にやはり変更認可を行っておりまして、人口予測は2万6100人、合計で5万3100人です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

去年、おとし、2年前のときの状況でいうと、人口がちょっと違うんですが、いずれにしても、人口予測が5万3100人ですか、ちょっと確認します。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

はい、人口で合計で5万3100になります。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、当時は、このごめんなさいね、平成何年ですか、平成何年のときですか、ちょっとごめんなさい、ちょっと書き取れないもんですから。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

今、申し上げましたのは、変更の認可のときの数字でございます。認可につきましては、10年後を想定しております。こちらが平成、旧出島村は2万7000人……

[佐藤議員「それいつ」と呼ぶ]

○上下水道部長（田崎 清君）

平成5年です。

[佐藤議員「5年ですね」と呼ぶ]

○上下水道部長（田崎 清君）

はい。旧千代田町は平成元年の人口予測が2万6100人で事業認可を得ております。
以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そのときの1人1日最大給水量はどうだったんですか、旧出島村と旧千代田町では。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

旧出島村につきましては444リットル、旧千代田町は426リットルでございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これをまた見ていただくといいんですが、県は2020年に400……、1人当たりですよ、450リットルにしているんですね。今、旧出島が当時444リットル、旧千代田が426リットル、400ですね。でも、現実的にはこれ県のほうでは375リットル、今、かすみがうらは25年度決算で318リットル、水道の計画では40年度には335リットルというふうに言っていますね。明らかに、こちらと水道、県の水道マスタープランと同じような状況ですよ。平成5年と平成元年につくったのがね。これ人口も、それから、1人当たりの給水量も過大だと、当時、というふうに思いませんか。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員のお示しされている図でございますが、これは先ほど申し上げました、旧千代田町、旧千代田村の事業認可を採用されているものと考えております。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今4万3000人じゃないですか、大体ね。そして、当時のやつが、当時の合わせた、出島と千代田合わせて5万3000人でしょう。そうすると、1.23倍なんですよ。ですから、私が思うのは、人口も過大だし、1人当たりのその使用量ですね、最大給水量も過大だったままにしていると、県は見直さないとやっているんですよ、県知事は。市町村が見直してくださいと言わないと、見直さないんですよ。そこが問題なんですよ。だから今、事業認可についても認可水量が1万7600でしょう。それが実際には、どのぐらいの予測になっていますか、今の認可が1万7600に対して。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

こちら、平成26年度、今現在つくっております決算の数字でございますが、平成26年度の決算値で1万4868でございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

だからね、1万7600の認可水量でしょう。それに実際には1万4868ですよ。そうすると、やはり認可水量が多いんですよ。だから、県は見直そうとしないんですよ。だって、市町村からこれだけ欲しいんだと、認可がいうふうに言っているからですよ。市長どうですか。わかりますか、意味が。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

詳細はわかりませんが、基本的には水でありますから良質な水を安定的に供給する、そういう中での考え方の中で進んできているというふうに理解をいたしております。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

当時の水の認可の人口と1日1人当たりの給水量が大幅に今と違っているよ。だから、今の現実とこの水のマスタープランのそごは、そごというのは違いがあるよ。これは各市町村がそのことを見直さない限り、水のマスタープランは見直さないことになるんですよというふうなことを言ったんですよ。

やはり一番問題なのは、霞ヶ浦導水事業を進めるというふうな決議をしたんですね。実際には霞ヶ浦導水事業で施設見合いの水を受けているのは、施設見合いというのは、でき上がった施設見合いのできているのは霞ヶ浦だけなんです。

○副議長（加固豊治君）

佐藤議員、残り1分です。

○11番（佐藤文雄君）

はい。そういうことなんで、この霞ヶ浦導水事業を進めれば進めるほど、今度は自分たちのほうにはね返ってきてしまうということです。この図は難しいようですが、この7年、今、7年と言ったでしょう。7年間で逆に霞ヶ浦導水事業の費用が上乗せされてしまって、結果的に水道料金の値上げになってしまう。収入はふえない。水の需要はふえないのに、霞ヶ浦導水事業を進めば進むほど、これが原価がアップするということになります。

ですから、霞ヶ浦導水事業はやめるべきだと、このCODという点でも解決の道がないということを書いて、終わりたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○副議長（加固豊治君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月5日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時32分